

砥 部 町 議 会
令 和 4 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

令和 4 年第 4 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招 集 年 月 日	令和4年12月1日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和4年12月1日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 高橋久美 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫 5 番 柿本 正 6 番 東 勝一 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子 12 番 西岡利昌 13 番 山口元之 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 岡田洋志 教育長 大江章吾 総務課長 門田敬三 企画政策課長 伊達定真 商工観光課長 高橋 桂 戸籍税務課長 古川雅志 保険健康課長 篠原万喜枝 介護福祉課長 堀潤一郎 子育て支援課長 田中弘樹 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 生活環境課長 小中 学 上下水道課長 松田博之 会計管理者 富岡 修 広田支所長 町田忠彦 学校教育課長 田邊敏之 社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 藤田泰宏 庶務係長 東山泰久		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子			
傍 聴 者	14人			

令和4年第4回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

日程第6 認定第1号 令和3年度砥部町一般会計決算認定について

日程第7 認定第2号 令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第8 認定第3号 令和3年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第9 認定第4号 令和3年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第10 認定第5号 令和3年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第11 認定第6号 令和3年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第12 認定第7号 令和3年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第13 認定第8号 令和3年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第14 認定第9号 令和3年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第15 認定第10号 令和3年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

令和4年第4回砥部町議会定例会

令和4年12月1日（木）

午前9時30分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、令和4年第4回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和4年第4回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議賜りますことに対し、厚くお礼申し上げます。はじめに、先月20日、愛媛県知事選挙が執行され、現職である中村時広知事が再選されました。中村知事の下、「チーム愛媛」を旗印に、県と20市町の連携が深まり、二重行政や共通課題の解消に取り組んでこられた実績、また、西日本豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策など、有事にあって前面に立ち、責任ある判断を下されてきたリーダーシップが、信任に繋がったものと思います。新型コロナウイルス感染症との共存は道半ばであり、デジタル技術の活用による地方創生が端緒に就いたばかりの今、中村知事には引き続き県政発展の牽引役としてご活躍いただくことを期待をしております。対して、国政においては、旧統一教会との関係や失言などにより、閣僚が次々と辞任に追い込まれ、岸田内閣は発足当初の国民の期待に十分応えられていないように見受けられます。そのような中、今国会では、衆議院小選挙区の区割り変更、いわゆる「10増10減」の改正公職選挙法が成立いたしました。本県は、従来の4区から3区への「1減」となり、松山市を除く中予5市町は、南予地域とともに第3区となります。1票の格差是正の観点からはやむを得ないこととはいえ、生活圈域の異なる広範囲の選挙区となることで、地元の声が届きにくくなることが懸念をされております。新型コロナウイルス感染症第8波とともに、ウクライナ侵攻によるエネルギー高騰、物価高や円安など、事業活動や住民生活は今なお多大な影響を受けております。岸田首相におかれましては、今こそ持ち前の「聞く力」を発揮していただき、地方の声に丁寧に耳を傾け、信頼回復に努めていただきたいと思います。それでは、本定例会に提案させていただきます議案につきまして申し上げます。工事請負契約の締結に関する議案が1件、町道の認定に関する議案が1件、条例制定に関する議案が1件、条例改正に関する議案が2件、補正予算が6件、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件が4件となっております。本定例会におきましても、物価高騰などによる住民税非課税世帯や子育て世帯の負担軽減、光熱水費や食料品価格高騰による厳しい運営状況となっている福祉・医療機関などを対象に、各種支援施策に係る補正予算を提案しております。詳細につきましては、議案審議の場でご説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） これから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西岡利昌） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番松崎浩司議員、11番大平弘子議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（西岡利昌） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月20日開催の議会運営委員会において、本日から9日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9日までの9日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（西岡利昌） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告します。次に、監査委員より、10月末日の例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。次に、本日まで受理しました請願は、お手元に配りました請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月9日の本会議でお願いします。次に、委員会の委員派遣についてを報告します。議会広報常任委員会が11月8日から10日まで岡山県美咲町及び鳥取県大山町において議会だよりの編集についてを、また議会運営委員会が11月16日から18日まで鳥取県北栄町において脱炭素の取組について、島根県美郷町において国保診療所の現状と課題について、視察研修を行った旨の報告がありました。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（西岡利昌） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 令和4年9月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りの行政報告をご覧ください。総務課、(1)9月5日から11月21日までの落札の状況でございます。入札件数26件、設計総額2億7478万6000円、落札総額2億5416万4000円、落札率92.5%、内訳につきましてはご覧のとおりです。(2)9月18日、台風14号の接近に伴い、土砂災害等危険が高まったため、町内全域に警戒レベル3、高齢者等避難を発令し、住民の安全確保を図りました。また、八瀬樋門の水位が上昇したため、消防団員による排水作業を行い、浸水被害の未然防止に努めました。避難所開設等の状況はご覧のとおりでございます。

(3)任期満了に伴う第20回愛媛県知事選挙が11月3日告示、11月20日投開票されました。投票結果、開票結果はご覧のとおりです。2ページをお願いします。(1)10月11日、明治安田生命保険相互会社から、自治体や地域の団体などを対象とした、地元の元気プロジェクトの一環として、42万6000円の寄附をいただきました。寄附金は、健康増進、介護認知症対策、子育て支援事業等に活用させていただきます。(2)10月26日、南海放送株式会社とエフナン南海放送ラジオを活用した地域情報等の発信に関する連携協定を締結しました。この協定により、本町の観光イベント、物産情報等を広く発信できるとともに、新たな交流人口の拡大が期待されます。商工観光課、(1)9月10日、砥部町文化会館で、愛媛国際映画祭事業の一環として、映画「未来へのかたち」を上映しました。当日は大森監督のほか、俳優の伊藤淳史さん、吉岡秀隆さんが、舞台挨拶に登壇し、約1600人の来場がありました。(2)10月26日から14日間、東京都渋谷区のギャラリーで砥部焼を初め、町製品の販売を行うアンテナショップを開催し、約1300人の来場がありました。オープン前日には、事業者向け商談会やレセプションを開催し、町製品の販路拡大や情報発信の強化を図ったほか、今後の首都圏での組織づくりについて意見交換を行いました。(3)11月5日、6日、陶街道ゆとり公園で、秋の砥部焼まつりを開催しました。66軒の窯元が参加し、砥部焼の対面販売や町製品の販売のほか、台風15号被災地支援のため、砥部焼オークションなどを行い、約5万人の人出で賑わいました。(4)11月13日の愛媛サイクリングの日に合わせ、砥部焼伝統産業会館を初め、町内10か所のポイントをめぐるサイクルロゲイニングイベントを開催し、約60の方が参加しました。3ページをお願いします。保険健康課、11月25日以前の新型コロナワクチン接種実績で、接種人数・接種率等はこちらのとおりです。介護福祉課、(1)新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、住民税非課税世帯等の暮らしを支援するため、1世帯当たり10万円を支給しました。詳細はこちらのとおりです。(2)電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給しました。詳細はこちらのとおりです。(3)10月23日、陶街道ゆとり公園で、ねんりんピック愛媛(えがお)のえひめ2023スポーツウェルネス吹矢リハーサル大会を開催し、186人が参加しました。会場では、スポーツウェルネス吹矢の交流大会のほか、健康づくり教室や町製品の販売なども行いました。子育て支援課、(1)住民税非課税世帯等の18歳以下の児童などを養育する父母等に対し、児童1人につき5万円を支給しました。支給人数・支給額はご覧のとおりです。4ページをお願いします。(2)10月21日、宮内地区保育所及び麻生地区認定こども園を整備、運営する民間事業者として、公募型プロポーザル方式により選定した「株式会社アイグラン」と、本協定を締結しました。本協定の締結により、令和6年度から、宮内、麻生地区での民設民営の保育所、認定こども園を開設し、待機児童の解消につなげるものです。建設課、主要工事の進捗状況、農業用施設現年災害復旧事業、令和2年度からの事故繰越し分、北川毛角谷水路災害復旧工事ほか1件、進捗率90%、上下水道課、主要工事の進捗状況、公共下水道事業関係、面整備、高尾田区、69工区、進捗率10%、水道事業関係、令和3年度からの繰越し分、①第6配水池築造造成工事、9月30日完成、②第6配水池電気計装工事、9月30日完成。令和4年度現年分、第6・第7配水池

送配水管布設替工事 5 工区、進捗率 50%、5 ページをお願いします。社会教育課、(1) 10 月 9 日、陶街道ゆとり公園で、スポーツまつり in とべを開催しました。詳細は以下のとおりです。(2) 11 月 6 日、ひろた交流センターで、3 年ぶりとなる広田ふるさとフェスタを開催しました。広田小学校児童による郷土芸能の発表や、仮面ライダーショー、歌謡ショーのほか、景品つき餅まきなどを実施し、約 1500 人の来場がありました。(3) 11 月 19 日、20 日の 2 日間、中央公民館及び町文化会館で、芸術文化フェスタを開催し、約 2000 人の来場がありました。また、関連事業として、11 月 3 日、町文化会館において、映画「身近き、短き、家族かな」上映会を実施し、284 人が鑑賞しました。芸術文化フェスタの詳細は以下のとおりです。以上で行政報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 以上で行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第 5 一般質問

○議長（西岡利昌） 日程第 5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは質問を許します。5 番柿本正議員。

○5 番（柿本正） 5 番柿本正でございます。私は、砥部町を内外に発信する取組といたしまして、全国一律ではなく、選ばれる砥部町、住みたい砥部町づくりのため、立地条件のよい地域条件を生かし、魅力あるまちをつくる必要があると考え、2 問、質問をいたします。まず 1 問目、台湾新北市鶯歌区との友好交流協定についてでございます。鶯歌区は、台湾の首都台北市の外周を取り囲む新北市の西の端に位置し、人口 8 万人あまり、主要産業が陶磁器のまちであります。今から 100 年前に、当時の国策として、台湾経済発展のために砥部焼の陶工が派遣され、絵付け技術など窯業の近代化が図られました。その後、砥部焼の取扱店は台湾全土に広がり、昭和初期には 120 店舗あまりで販売され、鶯歌区は、陶磁器の産地として発展し、今日に至っております。交流の先駆けといたしまして、2017 年に松山南高等学校と台湾で唯一の陶芸専門学科を有する新北市立鶯歌高級工商職業学校が姉妹校提携を結び、砥部分校との相互交流が始まっております。コロナ禍におきましても、昨年秋から今年 9 月までの 5 回、鶯歌区のほか 2 箇所とオンラインでつなぎ砥部焼絵付け体験講座を開催しており、コロナ明けには分校生徒の鶯歌への視察研修の再開や、来年には砥部町への修学旅行が決定されたと聞いております。また、先月 5 日には新北市立鶯歌陶瓷博物館と砥部町文化会館、砥部分校をオンラインでつないだ、日本初となる鶯歌焼の絵付け体験講座が開催されるとともに、町内の砥部焼販売店では台湾フェスティバルとして鶯歌文化が P R されたものでございます。100 年にわたる砥部焼文化を軸とした本町と鶯歌区との友好交流協定を締結し、相互交流によるまちづくりや産業振興、人材育成を目指すお考えはありますか。町長のご所見をお伺いします。次に 2 問目、空き家に IT 企業との誘致を、でございます。令



和3年度に実施されました本町の空き家実態調査によりますと、A判定、目立った破損は認められない家屋が町内には231戸あるとされております。そこで、空き家の所有者等に対して、早急な意向調査の実施や、相談窓口を設けて気軽に話せる環境を整えてはどうか。移住対策としての空き家活用も大事な取り組みではありますが、町内には既に光ケーブルが張り巡らされていることから、家賃の高い都会にオフィスを構えているIT企業やITベンチャーなどに、町内の空き家を活用したサテライトオフィス開設を働き掛ける取り組みの一つとしまして、オフィス設置費用を支援するお考えはありませんか。また、併せて本町のネット環境や空き家情報などをホームページ等で発信してはどうか。以上2問、町長のご所見をお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 柿本議員のご質問にお答えします。初めに、台湾新北市鶯歌区との交流協定についてでございますけれども、議員がご指摘の松山南高等学校砥部分校や砥部焼販売協同組合による交流が進んでいることは承知しており、組合主体のオンライン交流には、私も何度か参加し、本町のPRもさせていただきました。遡れば、台湾の陶磁器業界の発展には、戦前から砥部焼との交流が関わっていたこともあり、陶磁器を通じた文化交流の広がりには、大変意義深いものと感じております。ご提案の友好交流協定につきましては、自治体同士が締結するものであり、お互いメリットがあり成果が求められるものとなりますが、何より民間レベルでの交流の深まり、機運の高まりが重要であると考えております。今後の交流の広がりや、お互いの機運の高まりなど、動向を見極めた上で、鶯歌区の意向を確認し、検討してまいりたいと考えております。次に空き家を活用したIT企業等の誘致についてのご質問ですが、まず本町の空き家対策につきましては、平成30年に策定した砥部町空家等対策計画に基づき実施しており、建設課を総合窓口として、所有者等からの問合せに対応しております。本年8月には、空き家実態調査において、居住可能と判定された家屋のうち、所有者等が特定出来た207名に対し、空き家バンクの登録勧奨通知を送付いたしました。反応のありました物件につきましては、所有者の意向を確認しながら、登録へつなげるなど、空き家物件の確保に努めているところであります。引き続き住環境も含め、ホームページなどでも情報を発信してまいりたい、またIT系企業への空き家を活用したサテライトオフィス開設への支援につきましては、来年度の新規事業として、IT系企業に限らず、サテライトオフィス開設に係る補助事業の創設を検討しております。詳細につきましては、来年度予算の審議の場でご説明をさせていただきます。また、今年度は砥部町空家等対策計画の見直しを行っているところでもあり、空き家等を地域の資源として捉え、利用する企業との連携も図りながら、地域の活性化に向けた活用に取り組んでまいりたいと考えております。以上で柿本議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 柿本正議員。

○5番（柿本正） ありがとうございます。前向きな答弁をいただきました。ここからは、一応具体的な情報をお伝えしまして、再度、町長さんにお伺いしたいと思います。今年の9月までのオンライン講座や、先ほどの日本初となる台湾の焼き物絵付け体験講座には、台湾

側からは、新北市立鶯歌陶瓷博物館がオンライン等の費用として、日本円で 100 万円が拠出されております。併せて日本側からは、日本の大使館に当たる相当する日本台湾交流協会台北事務所を通じて 15 万円、合わせて 115 万円拠出されております。新北市鶯歌区の本気度がうかがえると思います。また今回の質問をする前に、台北市にコンサルタント会社を通じまして、鶯歌陶瓷博物館を経由しまして、新北市長と鶯歌区区長に砥部町との友好交流協定について打診しておりました。3 日前に届いた情報では、非常に協力的で、ぜひ実現したいとの意向であると聞いております。ここで交流事業を紹介したいと思います。2016 年愛媛県と台北市、2017 年愛媛県と台中市で友好交流の覚書が交わされ、サイクリングを通じた交流が始まっております。2014 年松山市と台北市で友好交流協定が交わされ、台北市、松山区と同じ漢字つながりや、台北市の北部にある北投温泉と道後温泉との交流事業が展開されております。次に国内外 8 拠点でゲーム・システム・アニメ映像との開発を手がけております株式会社オートクチュールでは、16 年ほど前より松山オフィスで、台湾の大学から研修生を受入れております。コロナ禍の 2020、2021 年は中断しておりましたが、その規模年間約 20 人、デジタルコンテンツに関わる最新のデザイン力や実践力を学ぶ場を提供しており、町内にサテライトオフィスの開設を検討されております。町内の空き家で、台湾留学生在が生活し、町内に開設されるサテライトオフィスで研修を受けることになれば、さらなる交流人口の増加につながります。本町と鶯歌区との友好交流協定の締結が実現すれば、陶芸を通じた教育、技術、人材、文化、観光、物産品の交流展開につながるとは思います。再度町長のご所見をお伺いします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 柿本議員さんのご質問にお答えいたします。もう台湾とは既に先ほどもお話ございましたように愛媛県、また松山市等が交流をしておりますし、また、私ども砥部町につきましては唯一砥部焼の産地というふうなこともございまして、もう既に、台湾との焼き物との交流をしておりますので、先ほども答弁させていただきましたように、十分検討しながら前向きに検討したいというふうに考えております。

○議長（西岡利昌） 柿本正議員。

○5 番（柿本正） 前向きな答弁、再度聞かせていただきました。鶯歌区の意向もある程度、もう伝わったと思います。実は 10 月 13 日にですね、鶯歌陶瓷博物館から砥部町へ鶯歌焼が寄贈されました。この記事は愛媛新聞にも載っておりましたけれども、その鶯歌焼を預かってこられた、先ほどの台北市のコンサルタント会社の歐社長さんでございます。この方がもう日本語堪能でございまして、今後はですね、欧社長さんが仲介に入るとは思いますのでよろしくお願い申し上げまして、2 点目の質問に、再質問に移らさせていただきます。本年 10 月 24 日、上島町で空き家対策の専門家による講演会があり、問題点が指摘されておりました。空き家になると水回りなどから劣化していき、早ければ 1 年ほどで家全体が傷むこと。放置したものだと売りたいくても売れず、解体しか選択肢がなくなること、親などの他界で入居者がいなくなってから対応を考える事例が多いことなどです。11 月 28 日の愛媛新聞では、空き家が発生する原因の半分以上が相続でございます。親が意向を伝えないまま、子は相続す

ると方針が定まらず、遺産分割や相続登記、家財の片づけ、遺品整理に追われ、相続のタイミングでは遅過ぎること。親が元気なうちに、終活の一環として、親族関係者で話し合い、誰も住まないことが確定すれば、売却や賃貸、解体などの対応がとやすいと書かれております。そこで、本町の空き家の実態が判明した今こそ、早急に空き家所有者が貸したいのか、売りたいのか、放置した場合のデメリットの設問も含めて、相談に乗ってあげるときだと思います。個人の財産権に行政がなかなか踏み込みづらいことは承知しておりますけれども、早急な意向調査により1件でも多くの空き家バンクへの登録者数につながる取組の考えはございませんか。次に徳島県神山町の先進事例でございますが、10年前から既存家屋や古民家等を改修し、16社のIT関連を中心にデザイン・商品開発などの企業はサテライトオフィスを開設しており、地元雇用の受皿になっております。本町に置き換えた場合、中心市街地や松山空港が近い立地条件の良いことや、NTTのフレッツ光契約とインターネットプロバイダ一数社のうちの一家に申し込むことでインターネット回線が利用でき、テレビ会議やウェブ会議を活用したテレワークの環境が整うことになります。1問目の株式会社オートクチュールでは、町内にサテライトオフィスの開設を検討されております。台湾留学生が松山市内より家賃の低い過ごしやすい空き家環境での生活を望んでおりまして、サテライトオフィスで研修を受けることになれば、順次、留学生の受入れを増やすようでございますので、さらなる交流人口につながると思います。IT企業やITベンチャーは、空き家を活用し、軌道に乗ればクリエイターの集う町、クリエイターと申しますのはデザイナーとかアニメーターとかプログラマーなどの職種の総称のことでございます。クリエイターの集う町として広く内外に発信でき、経済効果は格段に飛躍いたします。先進的な空き家対策に取り組めば、本町に新たなビジネスチャンスが到来します。IT企業等につながる支度金、先ほど町長から令和5年度から考えられておると言いますが、初期投資をすることによって企業が来てくれば、そのあと若者人口も増え、また、税収も上がるわけでございます。さらなる補助制度の新設とか情報発信に取り組むお考え、改めてお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 柿本議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。空き家につきましては、ご存じのように今調査をしておりますけれども、個人の所有というふうなことで意向調査もするようにしておりますので、貸していただける空き家につきましては、前向きに十分検討したいというふうに思っております。また、いろんな相続の問題等があるというふうなことでございますけれども、相続の手続きの中まで町が入るわけにはいきませんけれども、できるアドバイスをしていきたいというふうに思っております。また、徳島でIT企業がいろいろ活躍しておることにつきましても、十分私も承知をしております。空き家につきましては、やはり町が、それだけ維持をしてくれる魅力があるかというふうなことも大事でございますので、その辺りも十分検討したいというふうに思っております。また、オートクチュールの問題につきましては、先ほどの答弁もありましたように、来年度の当初予算でいろいろと検討をしております。私どもも直接、この会社といろんな協議をしたいというふう

に思っておりますので、ご理解をいただいたらというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 柿本正議員。

○5番（柿本正） 2問とも前向きな答弁をいただきました。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（西岡利昌） 柿本正議員の質問を終わります。1番高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 1番、高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。1問目ですが、日本では毎月多くの心臓疾患で突然死が多く起こっております。その原因の多くは心室細動と呼ばれる重篤の不整脈です。心室細動になると心臓は震えるのみで血液を送り出せなくなります。数秒で意識を失い、数分で脳を初めとした全身の細胞が死んでしまいます。心室細動からの救命には迅速な心臓マッサージと電気ショックが必要です。電気ショックが1分遅れるごとに救命率は10%ずつ低下すると言われております。AEDは、痙攣し血液を流すポンプ機能を失った状態、これを心室細動を言いますが、心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。平成16年7月より医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになりました。AEDは、傷病者の胸に直接パッドを張り付けて使いますが、傷病者が女性の場合、胸に張り付けるのをためらう人は少なくありません。三角巾を使えば、プライバシーに配慮しつつ、迅速な救命活動につなげることができます。肌を覆うことができるほか、骨折部位の固定や止血にも活用できます。先進自治体を参考に、使用方法を記した説明書を備えることも必要かと思えます。心肺蘇生は1分1秒を争うことから、女性に対してもAEDの使用をためらわないよう、三角巾を配備してはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。2問目です。起立性調節障害への理解と支援を。朝なかなか起きられず、めまいや吐き気などで学校に行けない。午後には体調が回復するのに、また次の朝になると起きられない。怠けやサボりではないのに誰も分かってくれない。長引くコロナ禍の影響もあり、そんな悩みを抱える子どもが増えております。そうした不調の一つとして起立性調節障害があり、近年存在が知られるようになりました。その背景には、忙しい現代社会の夜型生活や複雑化した心理的、社会的ストレス、コロナ禍による外出自粛と運動不足等があると言われております。日本小児心身医学会によると、思春期に多くみられる自律神経の不調からくる病で、小学生の約5%、中学生の約10%がこの障害を抱えており、年齢的には10歳から16歳、男子より女子にやや多く、不登校の約3割から4割がこの疾患だとされております。全国的にも不登校や引きこもりが増えておりますが、原因が分からないまま悩んでいる人も多いのではないのでしょうか。起立性調節障害に苦しむ子どもや保護者を守るには、この疾患に対する認識を深め、学校や家庭など周囲がいち早く子どものSOSに気づくことが大切です。保護者が不安を抱えたまま複数の医療機関を回ることなく、早期診断につなげる環境づくりが重要だと考えます。教育委員会としてどのように取り組んでいくのか、教育長のご所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員のご質問にお答えします。初めにAEDケースに三角巾の配

備をとのご提案ですが、配備に伴う効果は、高橋議員ご指摘のとおりです。また救急蘇生のためのガイドラインが改定され、コロナ禍における心肺蘇生の際の感染症対策として、傷病者の口、鼻をマスクやハンカチ等で覆う必要があると示されたことから、これらの代用品として、三角巾を利用することが考えられます。このようなことから、町内の公共施設に設置する 39 台の A E D ケース内へ早期に三角巾と使用説明書を備付けたいと考えております。また消防署が行う救命講習においても、三角巾の使用方法を周知し、A E D の効果的な利用とさらなる救命率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。次に起立性調節障害への理解と支援についてのご質問は、教育長が答弁をいたします。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。起立性調節障害への理解と支援についてのご質問ですが、起立性調節障害は朝起きられない、目が覚めても頭痛や腹痛がして寝床から出られない、起きてから時間がたたないと食事が出来ないなど、特に午前中に症状が強く出るなどの傾向が見られ、学校生活への影響や、不登校との関連性も懸念される疾患だと認識をしております。本町におきまして、本疾患と診断されている児童生徒、診断はされていないものの、同様の症状があるものは、数名が確認をされております。学校では、保護者からの申出などにより、支援の必要性を把握した場合は、担任や養護教諭が情報を共有し、保健室での休養や登校時間の調整など、体調に合わせた学校活動が行えるよう、措置を講じているところでございます。本疾患は心身症の一つとして以前から認識されているものの、その症状は非常に幅が広く、対応が難しい側面があるとのことでございます。起立性調節障害の児童生徒の 3 分の 2 が不登校で、不登校の約半数がこの疾患を患っているというケースもあると聞いておりますので、保護者や医療機関と認識を共有しながら、児童生徒や保護者に寄り添った支援が行われるよう、学校の保健だよりなどにより、本疾患の特徴や対応策等について周知を図るとともに、本町養護会での研修等を通じて、支援の中核を担う養護教諭を初め、教職員の理解促進に努めてまいりたいと考えております。以上で高橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1 番（高橋久美） まず 1 点目ですが、三角巾と使用説明書の早期の備付け、迅速な御決断、大変ありがとうございます。その際、備え付ける三角巾なんですが、コロナ対策とプライバシー保護を考えると、1 枚ではなく、2 枚必要かと思われます。加えて、中に入れていくことが分かるように、プライバシー保護用の三角巾入りというようなシールを A E D に張っていただき、一目で分かるように配慮していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。また、愛媛県下で、このような三角巾を採用している自治体は、今あるのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員のご質問にお答えをいたします。枚数の問題につきましては、十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。その表示についてはもう、十分できるというふうに考えております。それと県内の自治体については承知をしております。高橋議員さんがもし知っておれば教えてください。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 町長がご存じないということは、愛媛県下で、砥部町が最初に導入するのではないかと思います。やはりそういう話題性もあると思いますので、頑張って取り組んでいただきたいなと思っております。令和元年に京都大学等の研究グループから、AEDを取り巻く新たな課題として、次のような報告がなされました。全国の学校の校内で心肺停止となった子供200人ほどについて、救急隊が到着する前に、AEDのパッドが装着されたかどうか調べたところ、小学生と中学生では、男女に差は余りありませんでしたが、高校生になると、大きく男女差が出ていました。研究グループによると、女性の服を脱がせることから、AEDの使用率に男女差が生じているのではないかと分析されておりました。AEDは電源を入れて、2枚のパッドを素肌に貼りますが、服を全て脱がせる必要はなく、下着をずらして貼ることで対応出来ます。また、パッドを貼った後、その上から三角巾などで肌を隠しても、AEDの機能に影響はありません。このような女性に配慮したAEDの使用方法が十分に浸透していないと思われます。先進自治体である東京都は、女性に配慮したAEDの使用方法があることを広く周知し、性別に関係なく、AEDを使用できるよう、また、心理的抵抗感を軽減できるよう、普及啓発用のリーフレットを作成しています。本町でも、消防署が行う救命講習で活用できるものを作成してはいかがでしょうか。これは、東京都が作っているものなのですが、女性にAEDを使うのをためらわないでっていうのをリーフレットとして配っております。消防署の職員さんとかは男性が多いので、なかなかその辺り、扱いづらかったり、アピールするのにためらいがあるかと思われます。こういうものを活用して、救命に役立てていただけたらいいと思うのですが、いかがでしょうか

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員さんのご質問にお答え、質問事項に余りないことがたくさん入っておりますので、その辺りは十分質問事項に入れていただいたらというふうにも思っておりますが、先ほど言いましたように、三角巾は配備するということで、パッドについてはもう直に貼るということになっておりますし、もちろん、ずらして貼れるというふうなことで十分プライバシーを尊重した中で、早急にと言いますか、いち早くすることが大切だというふうに思っておりますので、そういった事例につきましても十分消防署とも研究しながら検討したいというふうに考えております

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 臨機応変な対応、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。女性の視点が入ることで、緊急時災害時にも迅速な対応が出来ますので、女性消防士、防災士の方々にも周知願えれば幸いです。続いて、2点目の起立性調節障害ですが、相談窓口となる学校へは、保護者からの申出によって、支援につながっているようです。本町の児童生徒の不登校の人数からして、相当数いるのではないのでしょうか、少ないようにちょっと感じました。本人や保護者が疾患であることを知らず悩んでいるケースもあると思います。学校に行けないのに、学校が最初の相談窓口では、ハードルが高くて、遠慮や我慢があるのではと感じてしまいました。学校以外で相談しやすい環境づくり、例えば、本町にあ

りますNPO法人ぽっかぽかや、ぷちすてっぷさんのような、同じ目線で話して、それを聞いてくれる、またそこから支援につなげてくれるという場所が必要ではないでしょうか

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員さんのただいまのご質問にお答えをさせていただきます。おっしゃるように、やはり気楽に気軽に相談できる場所っていうところが非常に大切だということだと思います。そんなことで、ご指摘のように、ぽっかぽかであるとか、ですね、もう一つ、相談支援事業所ですかね、こちらの方にですね、気軽に相談していただいて、それを、子育て支援課の包括支援センターにつないでいただけるとか、また教育委員会の学校教育課のほうにつないでいただけるとか、あるいは、学校につながるとか、そういうことは大切だと思いますので、そのことにつきましては十分、その関係団体とですね、連携をして対応したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） とても良い案だと思います。それが実現できるように取り組んでいただきたいと思います。伊予市にある子ども総合センターのようなものが出来て、伴走型の支援をするのがベストだとは思いますが、今できることとして、体調の悪いとき、子供さんがですね、学校や同級生とのつながりが途絶えないように、寂しい思いをしないように、砥部小学校の中にあります不登校に対応できる教室とか、ほかの学校に開設いただけるように、また、オンラインを通じて、同時刻に、自宅から授業に参加できるようなシステムを整備するなどが考えられますが、今後の見通しとしてはいかがでしょうか

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員さんのただいまのご質問に対してお答えをさせていただきます。おっしゃるように1人1台タブレットパソコンが導入されましたから、それをやはり有効に活用してですね、対応すると、相談をするということも大切だと思います。実際、あまり件数はございませんけれども、実績はございます。そういうことで、やっぱりきめ細かな対応ということが必要だと思いますが、その点につきましては、十分、対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員。

○1番（高橋久美） ありがとうございます。児童生徒、保護者の幸せを第1に考えられる環境づくりが大切だと考えます。できることから始めよう、やってみようという気持ちで、我々議員一同も取り組んでいきたいと思っております。以上を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました

○議長（西岡利昌） 高橋久美議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は10時35分の予定です。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。16番三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） おはようございます。今朝も、本年の最後のカレンダーを省きまして、いよいよ今日から師走を迎えております。年末の中、ご多忙の中にこうして定例会を開いていただいたことについて、私も参加出来、大変うれしく思っております。先日も、私、血管年齢を測りましたところ、68歳だということで、まだまだ人生100年時代に向かってですね、ご指導をしていただけるよう、よろしくお願いをいたします。最近県下においてもコロナが増えつつあり、このままでいくと、越年するんじゃないかと心配しておりますが、その可能性は非常に高いと思っております。さて、本題に移らせていただきます。あいサポート運動の取組について、あいサポート運動とは、障がいのある人が困っていることや必要な配慮などを理解して、ちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会、共生社会を作っていく運動で、平成21年に鳥取県で始まり、この運動を実施しているのは、令和4年9月現在では、中国地方5県のほか全国9県16市6町で、愛媛県でも愛顔（えがお）のあいサポート運動として令和4年6月からスタートしております。本町における現状をお尋ねいたします。また、共生社会を実現するには、物理的バリアや制度的バリア、文化・情報面でのバリア、意識上のバリア、障がい者を取り巻く社会的障壁への対応も必要であると考えていますが、町長のご所見をお伺いいたします。2点目、長期欠席児童・生徒の実態を聞いたところ、全国的の傾向であります、その対応に現場は非常に御苦労されているとお伺いしました。長期欠席する原因はさまざまだと思いますが、中には理不尽と思われる要求や苦情を繰り返すケースもあるようです。その対応に忙殺され、本来支援を必要とする子ども達に目が行き届かなくなるのではないかと懸念しております。そのようなケースについては、いくら教員、教育委員会といえども、過度なストレスを受けているのであれば、無理することなく、行政支援員や教員OBなど違った立場からの支援を仰ぐことも一案かと思いますが、これについても教育長のご所見をお伺いしたいと思っております。以上2点です

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員のご質問にお答えします。初めに、あいサポート運動の取組についてのご質問ですが、県が実施するこのあいサポート運動につきましては、様々な種別の障がいについて、社会が広く理解を深め、社会全体で障がい者への必要な配慮や手助けを実現し、温かい地域社会、共生社会を目指すもので、障がい者を取り巻く社会的障壁を取り除く上で、大変意義のあるものであると考えております。そこで本町におきましても、三谷議員ご指摘の四つの社会的障壁において対応を行っているところでございます。まず1点目の物理的バリアの解消につきましては、公共施設のバリアフリー化の促進や障がい者が行う住宅改修費の助成などを行っております。2点目の制度的バリアの解消といたしましては、本町における正職員の障がい者雇用の促進や、町営観光施設等における障がい者の入館料等の減免拡大を検討を行っているところでございます。3点目の文化情報面でのバリアの解消



といたしましては、手話通訳者の派遣により、円滑な意思疎通の実現に努めているほか、防災行政無線内容のメール配信サービスなど、必要な情報を提供しております。4点目の意識上のバリアの解消につきましては、人権教育基礎講座の開催や、障がい者が周囲の人に適切な配慮や支援を求めることができるヘルプマークの普及啓発に努めているところでございます。そのほかにも、県ではこの運動の推進に当たり、運動を実践するあいサポートの養成や、あいサポート企業の企業団体の認定を行っていることから、本町といたしましては、社会的障壁の解消に努めるとともに、あいサポート運動のさらなる推進のため、愛媛県と連携を図り、町広報やホームページ等で、町民の皆様や企業・団体への当該運動に対する理解促進に努めてまいりたいと考えております。次に教職員の負担軽減についてのご質問は、教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 三谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。教職員の負担軽減についてのご質問ですが、学校を取り巻く課題が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、教員の長時間労働や負担増の実態は、看過出来ない状況となっております。このことは、児童生徒の学びを支える教員の心身の健康に、少なからず悪影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる大きな問題となっております。そのため、教員の負担軽減を図ることは、教員の長時間労働の改善はもとより、教員の職の魅力を高め、子供と向き合う時間が確保され、教育の質を向上させるという点において大変重要なことだと思います。そういう中、三谷議員さんのご指摘のように、学校に対する保護者からの理不尽な苦情は、教職員が莫大な手間と時間を要し、精神的に疲弊し、判断力や思考力等が奪われてしまいます。そして、責任を過度に気にしてしまうことで、結果的に、児童生徒への指導を遠慮し、躊躇するなど、教職員が必要以上に萎縮してしまい、適切な指導の妨げにもつながりかねません。時には教職員が病気等になり、休職や退職に追い込まれるといったケースも全国で報告をされております。学校現場や教育委員会では誠心誠意の対応をしております。場合によっては、顧問弁護士にも相談をしておりますが、ケースごとに話合いに進展が見出せない想定される場合につきましては、我々だけの対応にも限界がございますので、ご指摘のとおり、多様な支援を念頭に置いて、取り組みたいと考えております。以上で三谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 16番三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） ただいま町長から、大変、あいサポート運動の取組について温かい答弁をいただきましてありがとうございます。今ご案内のように樋口恵子さんが提唱しておりますビスケットという、「ビ」はこの「微」、「スケ」は助ける、ほいで「人」と言うて「ビスケット（微助っ人）運動」というのを障害者にしておるようでございますので、このあたりも踏まえて、今後、ますます障害者が安心できる町政に努力していただきたいと思っております。ありがとうございます。また964万人のうちの人口の7.6%がですね、課長、これ予定稿にしていまसेんでしたが分からなんだらいいです。障害者手帳をもらうときに写真は貼るんですよね。その写真も、どういう表現したらいいですか、顔認証があったりしたら、

それは駄目、嫌ですよという人がいらっしゃるそうですが、砥部町にはそういう人がいなければいいです。該当なければいいんですがいかがでしょうか。

○議長（西岡利昌） 堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎） 三谷議員のご質問にお答えをいたします。先ほどの件ですが、過去に遡ってもですね、そのような形で、ちょっと拒まれるとか、というようなケースはなかったというふうに聞いております。ただ、もし今後こういうことがあればですね、丁寧にですね、配慮していきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。以上答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 16番三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） そういう場合は、あるいはどうしても手帳に貼りなさいと、写真を貼りなさいというのが、法的に規制されとるようでございますので、そこらも配慮して、十分、障がい者の側に立ってご検討していただきたいと思います。次、教育長ね、小中学校で去年1年間、前年度より4万人アップの24万人の人がですね、24%アップの4万人ですね。超える児童が長欠しよるということで、これは、ちょっとそれは全国の市町村で割ったらな、かなりの数になってくると思うんです。ですから、私は無理にね、ある評論家の方は心の健康があれば無理に学校行かなくてもいいんじゃないかと、フリースクールのようなもんがあるんじゃないかという指摘もしておりますし、なるほどなということで私も聞いておったわけですが、そこらあたりも十分あれして、場合によったら、学校へ授業中に電話かかってきたり、ほいで、おらんと言うたら教頭に代われ校長に代われ。そういうことで非常に、本来は先生が生徒を指導するのが本来ですけど、そういうのに追われる先生がね、今は砥部町にいらなくても将来あると思うんですよ。将来、仮定の問題、質問するということは極めてあれですけど、ぜひこれはだけを頭に置いて、教員にね、負担をかける、最小限に抑えていただくということを要望して私はこの質問したんです。それで今朝の朝6時30分、砥部小学校で校長先生が登校しました。私、会いました。毎日、何人かの先生がそういうふうに登校されておるようでございます。この人は管理職で、特に女性の場合は、女性であり、主婦であり、妻である、この人が5時ぐらいに起きなかったら来れんと思うんですよ。こういう実態も、教育委員会がやれと言うてしよんではないけれども、できるだけそういう負担を少なくするというのも、これも教育委員会の仕事やと思いますので、このあたりもぜひ考えていただきたい。続いて予定稿にはございませんでしたけれど今朝のテレビで、CATVでね、砥部小学校の運動会を放映しよって、2へん目です。ほいで、先日、愛媛県の中学校の体育大会、110何校のうち砥部中学校10番ですよ。このCATV見たんですけどね、やっぱあれを見るとね、感激しますよ。なんかそういうのを一般にあれするのも教育の一環じゃないかなと思うんで、いい方法がありましたらですね、一つ、悪いことぎりじゃなくて、いいことも町民の刺激になるんですから、発表していただいたらと思います。そしてもう1点は、これも予定稿しておりませんでした。インクルーシブ教育について、砥部町に該当する人があるかないか、あるならあるで、ないならないでいいです。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。現在砥部町ではそういった児童、生徒さんはいらっしゃいます。それに対して適切に指導、対応しているところでございます。

○議長（西岡利昌） 三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） 町長・教育長と両方の方から答弁ありがとうございました。一つ、そういうふうに、先生の側にも立って、考えていただきたいと思います。以上で大変粗末な一般質問でございますが、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 三谷喜好議員の質問を終わります。9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 9番佐々木隆雄でございます。今回は3点通告をさせていただいております。まず1点目は、加齢性難聴者への補聴器購入助成についてでございます。令和元年9月議会及び翌2年3月議会において、私は加齢性難聴者の補聴器購入に対する町独自の補助制度の導入を提案いたしました。現在のところ、まだ実現には至っておりません。全日本年金者組合大阪府本部といったところの調べによりますと、10月末現在で全国114の市区町村で実施されています。聞こえにくいことで、家族や友人との会話が少なくなり、さらに外出の機会が減るなど、引きこもりの原因の一つとして聴力低下があることも指摘されております。砥部町内でも、町独自の補助制度を求める署名活動にも取り組まれているようでございます。私は、町でこういった制度を導入してほしいということと併せて、町の健診の項目の中に聴覚検査を追加してはいかがでしょうか。併せて町長のご所見をお伺いいたします。2点目に移ります。今後の砥部焼従事者の育成に関してでございます。砥部分校存続運動の中で、砥部焼従事者の3分の1が砥部分校の卒業生であることが明らかになりました。これはこれで大変な財産だと思います。関連して、今、町で取り組んでおります砥部焼陶芸塾卒業生の皆さん方の進路、砥部焼業界や地域への貢献など、具体的な内容をみなさんにもお知らせしていただきたいということと、今後この取り組みについてどのようにお考えなのか、町長にお尋ねをいたします。それから、それに関連して、とべの里冒険クラブという活動が本年度からスタートいたしました。砥部焼に特化した内容や、若者サミットの提案、これは前議会のときに私が質問した中で紹介させていただいたんですが、若者サミットという取組が松山青年会議所が取り組み、その中で砥部町にこられた学生の方たちから提案された中身なんですが、砥部焼博士ちゃん、砥部焼を愛してやまない少年少女、そういった独自の取り組みを進めるような、育成に向けた、そういったことを検討されてはいかがでしょうか。これは教育長にお尋ねしたいと思います。それから3点目は、これは決算の特別委員会でも質問もさせていただいたんですが、もう少し、検討していただきたいというふうなことから、お尋ねしたいと思います。まず、職員人数における上限設定、これについて、基準があるんだと思いますが、どのような基準になっているのか。それから2点目は、会計年度任用職員、これはいわゆる臨時職員と言われてる方たちですが、その方たちの数が、平成27年度233人から令和3年度303人と増えています。正規職員を増やす必要があるんじゃないでしょうかと、いうふうな事をお尋ねしたい。それから、3点目は、来年度以降、女性幹部職員の登用計画についてはどのようにお考えでしょうか。以上3点、町長のご所見をお伺いいたしま

す。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。初めに、加齢性難聴への、難聴者への補聴器購入助成についてのご質問ですが、第3回定例会において、高橋議員に答弁させていただきましたとおり、身体障害者手帳が交付されていない方への助成は、現時点で考えておりません。しかしながら、聴力の低下により、会話機会の減少や認知機能の低下を招くことは承知しておりますので、他市町での助成制度の内容及び効果について、引き続き調査してまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。また町の健診項目に聴覚検査を追加してとのご提案ですが、本町では、生活習慣病の予防と早期発見等を目的に、国に準じた健診項目で実施をしており、聴覚検査は、当該項目に含まれてないことから、現在のところ、新たに実施する予定はございません。しかしながら、生活習慣病に加え、難聴も認知症の危険因子と言われていることから、今後国の動向等を注視した上で、早期発見に向けた取組を研究してまいりたいというふうに考えております。次に、今後の砥部焼従事者の育成についてのご質問ですが、砥部焼陶芸塾は、砥部焼の技と文化を継承し、砥部焼の新しい造形デザインを創造できる人材の養成を目的としており、平成14年度15年度に、県主催で開催された愛媛陶芸塾を本町が引き継ぐ形で開催しております。現在は14期生となる5名が受講しておりますが、これまでの入塾生が69名、うち卒業生は61名で、卒業生の7割ほどとなる44名は、窯元従事者のほか、別の仕事をしながら、創作活動を続けております。さらに、そのうちの17名につきましては、単独または共同で窯元として開業しており、技能の継承、業界への貢献は非常に大きいと思っております。今後においても陶芸塾を巣立った陶工たちが、新たな伝統を築き、砥部焼を盛り上げてくれるものと思っておりますので、引き続き、砥部焼陶芸塾を開講してまいりたいというふうに考えております。次にとべの里冒険クラブでの砥部焼の学習についてのご質問は、私の答弁の後、教育長が答弁をいたします。次に、町職員についてのご質問ですが、まず職員人数の上限は、地方自治法に基づき、定数条例を定めておりますが、厳しい財政状況のもと、効率的かつ質の高い行政サービスを維持しつつ、人件費を抑制するため、本町においては、定員適正化計画により、常勤職員数の最適化を図っております。佐々木議員ご質問の上限設定の基準とは、令和6年度終期とする本計画の目標職員数199人の設定根拠と思われますが、当該職員数は参考資料である定員モデルでの試算、類似団体や人口1万人当たりの職員数による比較検証を行った上で、本町の事情を考慮して設定をしております。次に定員管理を行っている正職員を増やす必要性についてですが、ご指摘の会計年度任用職員の増加要因は、学校生活支援員や児童クラブ補助員、待機児童解消に向けた保育士の増員が主であり、恒常的な配置が見込めない職種となっております。保育職の会計年度任用職員につきましては、令和6年度の民間参入による、相当程度減少する見通しであり、DXの推進や、業務のアウトソーシングなど、さらなる行政改革を進めることで、正職員を増やすことなく、行政サービスを維持することが可能と考えております。しかしながら、本定例会で提案させていただく、定年延長により、高齢期職員の能力と経験を生かした配置の検討や、従来の退職補充による採用では、年齢構成に偏りが生じか

ねない点なども考慮し、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。最後に女性幹部職員の登用計画でございますが、女性職員の登用につきましては、砥部町特定事業主行動計画に定めており、令和6年度までに、一般行政事務の管理職に占める女性の割合を10%以上とすることを目標としてきております。現時点で目標を達しておりますが、引き続き、能力開発や意識改革を促し、女性職員の活躍推進に取り組んでまいります。以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。ご承知のとおり、とべの里冒険クラブは大学生等の若く多様なマンパワーを活用して、青少年の健全育成を図る事業でございます。子供の自立意識や社会参加意欲、コミュニケーション能力や探求心の向上等、生涯学習の推進を目的としており、併せて、大学生等にこの事業に関わってもらうことで、砥部町との関係人口の確保や定住の促進といった、地方創生の推進にも寄与することを目的としております。この事業は、新たな取組として昨年度から、大学生等のボランティアリーダーの育成を始めました。コロナ禍で、理想どおり事業が進んでおりませんが、新規事業ということで、職員が経験を積むとともに、1人当たりの業務量の平準化や、係間での応援など、負担が偏らないように、課全体で協力しながら取り組んでいるところでございます。佐々木議員のご提案でございますが、いわゆるご当地検定のようなものだと理解をしております。一つのことを極めることは大変意義のあることだと思いますが、ご提案の事業を多様な野外体験活動事業である、とべの里冒険クラブに組み込むことは難しいと考えております。しかし、若い世代に砥部焼の魅力を理解してもらうため、砥部焼博士ちゃん事業は有意義な事業だと思います。多様な観点で、事業化できると思いますので、企画政策課や商工観光課などと連携をして、事業化に向けて検討したいと思います。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） まず、加齢性難聴者の関係なんですが、この一般質問の通告をした後に、さらに6自治体で増えて現在120まで、こういう制度を採用しているというふうな情報を得ました。なお、新潟県では、全部で30市町あるんですが、そのうち26市町で既に実施をされているというふうなことも聞きました。私ども、厚生文教常任委員会で、11月に、視察研修の中に、一つ、こういったことを学習するような機会を設けたいというふうなことで、補聴器関係の販売協会にお邪魔して、いろいろ勉強させていただきました。そこでは、「竹下さん」という言葉がですね、これ横文字「takeshitasan」ですかね。これがだんだんとTとかHとか等々の文字が聞こえにくくなって、いろいろ要素はあるんですけども、最終的には、言われた本人が「あれはいかん」というふうに勝手に判断してしまうような、そういったことがありますというふうなことをお聞きしました。だからこちらは、竹下さんっていう声をかけたんですが、かけられたほうが、「あれはいかん」というふうなことにね、極端な例なんですけどもなりますと、いうふうなことで、そのためにも、補聴器の必要性を、そこでも勉強してまいりました。それからそこに行ったときに、東京都の港区の取組を紹介

もいただきました。ここでは、上限 13 万 7000 円、住民税課税の場合は、その 2 分の 1 を補助しますというふうなことが、4 月から始まったそうです。こういったことから、そのような経過になったのか、少し調べてみました。そうしましたら厚生労働省が 2020 年度の老人保健健康増進等事業で取り組んだ自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究の検討委員 6 名で構成されたそうなのですが、そこに港区の高齢者支援課長さんが、自治体の職員として参加していたということが、そもそものきっかけだそうでございます。そこで、様々な調査結果を報告書に、取組強化するための検討があったそうです。その中で、難聴を早期発見する仕組みを構築すること。二つ目が、難聴が疑われたとき、医療機関への受診勧奨ができるよう耳鼻咽喉科との連携の仕組みを整えること。3 点目が、受診勧奨から適切な補聴器利用のために、補聴器相談医や認定補聴器技能者の周知を図ること。4 点目、補聴器装用を継続するために、難聴高齢者のフォローを行うこと。等々が必要だというふうに指摘があったそうです。そういうようなことを受けて、この港区では、さっき申しましたように、13 万 7000 円の上限で設定し、それぞれそのために必要な流れなんかも書類として作り、住民の皆さんに配布し、今実際にやっているというふうなことでございます。私も砥部町議会でも、令和 2 年の 12 月議会で、国に公的補助制度創設を求める意見書を提出いたしました。日本の難聴者率は欧米に比較して大差はないと言われているにもかかわらず、補聴器の使用率は欧米諸国と比べても極めて低く、日本補聴器工業会報告でも、イギリスの 47.6% に対して、我が国は 14.4% と極端に低い数値となっている。この背景には、補聴器の価格が片耳当たり概ね 15 万から 30 万円で保険適用がないため、全額自己負担となっていることが要因である、こういった指摘もさせていただき、国の方に意見書を提出いたしました。現在、砥部町で取り組まれている署名活動の用紙も見せていただきました。国の公的補助が行われていない中で、全国幾つかの自治体では、自治体独自の財政的補助事業を実施しています。私たちの切実な思いをお伝えするとともに、補助制度を実現、実施することを求めます。というような文章もありました。現時点では、町長お考えではないというふうなことでございますが、答弁の中でも、他市町の動向等々も見ながら検討していくというふうなこともありました。今、私が滔々と申しましたが、国の方でも、こういう事業には力を入れて、港区のような、かなり今全国でも、先進的な取組になってるようなんですが、こういうことをやっております。町内でも、こういったことへの補助を求める町民の活動も始まっております。ぜひ、こういったことを真摯に受け止めていただき、できる限り早期に実施に向けて検討いただきたいと思います。重ねて町長お尋ねします。いかがでしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 再質問にお答えをいたします。今議員ご指摘の 120 というのは、全国で 1700 自治体がある中で 120 が多いか少ないかというのは、また、いろんな見解があろうというふうに思っておりますし、港区につきましても、我々の自治体とはいろんな事情が違うというところもありますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、私も個人的にも、年取ると耳が遠くなってまいります。そういったことは、みなさん感じておられると

いうふうなことでございますけれども、この障がいにつきましては、例えば、眼鏡の問題でもあったり、補聴器の問題であっても同じようなことだというふうに思っておりますので、この問題につきましては、国の動向等も見極めながら、先ほども答弁させていただきましたように、十分、他市町との連携もしながら、検討を進めるというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 私も、いろんな情報を仕入れては、担当課を含めて、情報としてお伝えし、町民の皆さんの声もあるということを踏まえまして、今後も引き続き要請を続けていきたいというふうに思います。2点目のところに移りたいと思います。砥部焼の従事者の関係で、大変貴重なデータがあり、66人の方が入塾され、44人でしたですかね、の方が砥部焼に従事しておられると。そのうち17人の方は、自分でやられてるというふうなこともあって、本当にこの事業をやって大変よかったなというふうに思っております。これは砥部分校の存続の中ではですね、砥部分校はだんだんと今、砥部焼からデザインそのものを大きく変化をしてきてるということではあるんですが、やはり砥部焼の中にも、当然デザインを取り扱ってるものがあるわけですし、先日、再開されました秋の砥部焼まつりにも、短時間ではあったんですが、様子も見させていただきました。比較的若い方ですが、イヤリングとかですね、いわゆる小物で、本当に若い方たちが、お客さんがたくさんテントに入りきれないぐらいいるような様子も見せていただいたんですけども、こういう今までとは違った形で、砥部焼がどんどん発展していこうとしているというふうなことです。ぜひとも、この陶芸塾については、引き続いて取り組んでいただき、しかも、やはり地域に役立つと、いうふうなことを、もっともっと入塾し卒業された方たちには、力を発揮していただきたいというふうに思います。それに関連して、砥部焼博士ちゃんの話について教育長の方から、いろいろ各課を横断する形で研究をしたいというふうな答弁もいただきました。私もテレビで時々、博士ちゃんという番組見て、本当にこんな小さな子供たちが、こんなにいろんなことを知ってるんだなあというふうなことで驚きもしたんですけども、そういうことに目を向けていただいた大学生の皆さん方に、あの場では十分にお話出来なかったんですけども、これはぜひ、そういった提案を、この砥部町でも活用していただいて、そういう特化したものではあるんですけども、ちっちゃな時から砥部焼のことなら何でも知ってますと、いうふうな子供たちが育っていったらいいなというふうに思います。それで今、広報が届きまして、たまたま昨日見てたんですけども、少年少女クラブはまた非常に優秀な成績を収められて、知事賞とか教育長賞っていうんですかね、そういうのも受賞されて、これは全国の方にも出展されると、出品されるというふうな中身を見ましたんですが、こういう砥部焼博士ちゃんなんかも含めてですね、砥部はこういう活動を本当に大事にしてやってるんだなというふうに思います。ですから、いろんなそういうことも含めて、全国に発信できるような、そういった視点から砥部焼博士ちゃんについては、ぜひとも、検討し実現していただきたいというふうに思います。特にこれは私の要望として、出させていただきました。3点目の職員のことに移ります。基準等々についてはよくわかりました。それで人件費抑制のお話がありましたが、人件費は、

例えば 27 年度から令和 3 年度まではどれぐらいの変化があったのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。これは会計年度の人件費での比較でございますが、平成 27 年におきましては、約 4 億円の人件費が掛かっております。令和 3 年度では、5 億 5600 万の人件費が掛かっており、1 億 6300 万ほど増加をしております。これは人数の増加、また、新たな会計年度任用職員の制度が導入されたことによるものでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9 番（佐々木隆雄） 職員の場合はですね、平成 27 年度 15 億 3400 万円。令和 3 年度は 14 億 4600 万円、1 億とまではいきませんが減ってます。ちなみに、合計金額は平成 27 年度は 18 億 8100 万円。令和 3 年度は 20 億 200 万円というふうな数字です。ですから、やはり会計年度任用職員が増えてるということで、数字も本当に正直なもので、職員数、正規、いわゆる正職員のところでは、人件費は少なくすることが出来たが、逆に会計年度任用職員でこれだけは増えたというふうなことでございます。今引き続き、仕事の中身、性格等も含めて、それからやはり今、世の中、いわゆる非正規労働者がどんどん増えてきてる中で、やはり役場等々ですね、正規職員が増え、そういうふうなことが地域の他企業のところへもですね、普及・波及していくようなことも必要かと思いますので、今すぐ何人に増やしてほしいということではありませんが、極力、正職員というふうなところを増やしていただくように、要望をしておきたいと思います。それから、女性の登用のところで、町長の方から 10% というふうな数字が出されておりましたが、令和 3 年 3 月男女共同参画計画、第 2 次砥部町男女共同参画計画を見てみましたら、数値目標の中に、審議会等における女性委員の割合は、令和 2 年 4 月の 27.2% から、令和 7 年以降 40% へというふうな目標数値が出ておりました。幼稚園・保育所及び認定こども園を除く管理的地位における職員に占める女性の割合は、令和 2 年 4 月 9.8%、これから、令和 7 年には 10% 以上に、令和 12 年には 15% 以上というふうに表示をされておりました。もう少し中身を見たいなと思って見てみたら、主要課題の 3 のところに、政策方針決定過程への女性の参画拡大というふうな項目の中で、住民アンケート結果が出ておりました。その内容はですね、女性がもっと就いたほうがよい役職や公職、そういう中身で、そう思うというふうに答えた回答がですね、職場の管理職 63.5%、他には、例えば県や市町の審議会などの委員 63.2%、知事や市町村長 53.2%、国県市町の議会議員 64% というふうに、そう思う・思わないというふうなことでの選択の中で答えてたものなんですけども、トータルとしては女性について、女性の方がもっともいろいろなそういう役職に就いたほうがいいんじゃないかというふうなデータが紹介されておりました。そこで一つお尋ねしたいんですけども、砥部町男女共同参画推進本部設置要綱の第 5 条にある推進委員会を構成すると、概ね係長以上というふうなことで、各担当課、各課のところからですね、委員が選ばれてると思うんですが、この中に女性委員というのは何人おいでますでしょうか。

○議長（西岡利昌） 伊達企画政策課長。

○企画政策課長（伊達定真） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えをいたします。各課の方か



ら1名ずつ選出をしていただいて、出てきていただいておりますが、正式な女性の人数まで、現在その把握はしておりませんが、比率でいくと半分以上の女性職員の方が出てきてくれております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 一度また数字を見せたいと思います。せっかくこういうふうに国が音頭をとって、県を通して計画を作って、それをまた実践をしていこうというふうなことで、今いわゆるジェンダー平等社会だとかいう言葉が、非常にいろんなところで言われておりますが、この男女共同参画というのは一体どんなものかということについて、これは冊子の中にありましたので、ちょっと読ませてもらいます。男女共同参画社会とは、男女が社会の平等な対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できることができ、且つともに責任を負うべき社会です。これは第2条というふうになっておりますが、そういったことからですね、職員の数の関係、それから女性幹部職員の登用について、もっともっと砥部町でも活発に議論もし、実践もしていただきたいということを要望して質問を終わります。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時27分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。2番日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 2番日野恵司でございます。本日2問ご質問をさせていただきます。まず、1番目でございますが、介護保険事業の今後について、ということでございます。令和3年10月現在、我が国の高齢化率は28.9%で、超高齢化社会になっております。また、愛媛県の統計によりますと、令和4年度の状況は県全体で33.26%、本町は34.32%となっております、高齢化が一層進んでいる状況でございます。このような中で、団塊の世代と言われる人たちが75歳以上になる2025年以降、介護保険事業は、極めて深刻化することが予想をされます。そこでお尋ねをしたいと思います。まず1番目でございますが、本町独自の地域支援事業を行う中で、NPO法人、地域組織、ボランティア団体等のグループ化が地域に必要と思われませんが、現在の進行状況についてお尋ねをいたします。2つ目でございます。次期介護保険事業計画、令和6年度から8年度までの第9期でございますが、これにおきまして、第1号被保険者の保険料基準額の変更はあるのかどうかと、いわゆる今の金額よりも値上げになるのかどうかということでございますが、これを2つ、町長のほうのご所見をお伺いしたいと、このように思っております。2つ目でございます。公共施設の予約システム

導入をしてはどうかと。現在、本町では公共施設を予約する場合、施設窓口に出向いて利用申請を行い、料金を支払うのが一般的で、学校施設については、社会教育課の窓口で申請、支払いを行っているのが現状でございます。また、施設の空き情報については、陶街道ゆとり公園はホームページで確認をできますが、学校施設等につきましては、電話で確認をするしか方法としてございません。新たに施設利用を検討されている人にとりましては、場合によっては窓口のほうに数回出向いて行かなければならず、非常に不便を感じるのではないのでしょうか。現在、愛媛県が重点的に取り組んでおります、愛媛県と20市町のDX協働宣言による取り組みを進めているところでございますけれども、この一環として、本町においても公共施設予約システム導入を検討されてはどうか、教育長のご所見をお伺いしたいと思います。以上2問、よろしくお願いをいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員のご質問にお答えします。初めに介護保険事業の今後についてのご質問ですが、まず地域支援事業の本町の取組状況でございますが、日野議員ご指摘のとおり、この事業は住民やNPO、ボランティア団体を初め、様々な担い手や専門職による支援体制を整備し、その人に合ったサービスを提供していくことが重要であると考えております。そこで本町では、身近な地域で高齢者の生活支援や介護予防に携わるボランティアを育成するため、アクティブシニアボランティア養成講座を開催し、137名のボランティアを養成しております。そのうち31名は、社会福祉協議会が運営する有償ボランティアとベ「ホット」けれん事業にも登録をいただき、高齢者等の支援を行っております。また高齢者の仲間づくりや生きがいづくりなど、介護予防を目的とした、地区の集会所単位で行うサロンやカフェなど、住民主体の集いの場の担い手となっていただいております。41地区で活動を実施しております。このほかにも、介護予防や重症化を予防する観点から、鍼灸院や接骨院等でもサービスの提供を行えるよう、事業者の基準を緩和し、事業を実施しております。今後は、様々な担い手の発掘や育成を継続し、多様なサービスを充実させることで、深刻化が予想される高齢化社会への対応を進めてまいりたいと考えております。次に、令和6年度以降の第1号被保険者の介護保険料基準額についてのご質問ですが、来年度中に次期介護保険事業計画を策定し、保険料の策定をさせていただく予定でございます。算定方法につきましては、令和6年度から8年度までの介護保険サービスの見込み量と地域支援事業に必要な事業費総額のうち、第1号被保険者の負担割合分を第1号被保険者数で割ることにより、保険料収納必要額を算出することになります。3年に1度の介護給付費の報酬改定や、介護サービスの利用の増加なども踏まえ、介護保険料基準額の変更につきましては、十分に検討の上、砥部町介護保険事業計画等策定委員会への諮問やパブリックコメントなど様々な意見を調整した上で、総合的に判断してまいりたいと考えております。次に、公共施設予約システムの導入についてのご質問は、教育長が答弁をさせていただきます

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 日野議員のご質問にお答えをいたします。公共施設予約システムの導入についてのご質問でございますが、事務の効率化と住民サービスの向上を図るため、社

会体育施設等の予約システムの導入に関しては、懸案事項でございました。その中、愛媛県におきましては、県内市町と連携したDX推進の取組の一環として、本年度、県施設の利用予約システムの構築に取り組んでおり、先般、愛媛県から市町連携施策として、公共施設利用予約システムの共同利用の提案があったところでございます。県や他市町が共同して同じシステムを利用することで、導入や運用に掛かる費用の削減はもちろん、愛媛県下で公共施設の利用手続が統一化されれば、さらなる利便性の向上にも期待できることから、来年度、当該システムの導入について検討を行っております。詳細につきましては、来年度予算の審議の場でご説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上で日野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。まず最初の介護保険事業の今後についてでございます。先ほど答弁の中によりますと、41地区で活動を行っているということでございます。これはもともと、介護保険サービスというのは国の制度でございまして、ここのところに内容を突っ込むことは出来ませんので、しかしながら、総合事業と言われる地域支援事業、この内容につきましては、自治体の事業として展開をしておりますので、この部分についてのご質問でございます。そういう中で先ほどの回答でございますが、ボランティアで41地区で活動しているということは非常に、正直言いまして、非常に多いなということを感じております。先ほどの答弁の中にありましたように、アクティブボランティア、シニアボランティア養成講座ですか、こういったものを受けられておると。先ほど137名と言われましたけれども、居ると。こういう方々が、その地域でですね、例えば、その41地区で活動されてる中に、この人たちがほとんどの方がですね、やっておるのか。あるいは、こういう養成講座を受けてなくても、一般の方がですね、その部落のことについて、自身の地区などで率先してやっているのか、その辺りちょっとですね、どういう人がやられておるのか、ここだけ少しお尋ねをしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎） 日野議員さんのご質問に対しまして、お答えをさせていただきますと、この団体につきましてはですね、やはりこのアクティブシニアの養成講座を受けておられる方がですね、それを受けて、地元を持ち帰ってそのノウハウをですね、ほかの住民の方であったり、グループの中の人たちにお伝えをいただくということで、この41団体の世話役となっておられる方っていうのはですね、基本的にはアクティブシニアの養成講座の方でございます。以上で答弁させていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。今みたいに、例えばボランティアの養成講座の受講生、こういう人たちがですね、中心になって地域で活動するというのが1番理想的な形だと私は思っております。なかなかボランティアをせいと言っても、なかなかできるもんじゃございませんし、出来たとしても、すぐに終わってしまうような状況が今の現状だと思いますけれども、しっかりと養成講座を受けてみようということで、そういう受講され

た方々が中心になって地域で頑張っておられる、これが非常に大事じゃないかというふうに私は思っておりますので、非常にいい方向だと考えております。それから、もう一つですねお尋ねしたいんですが、せっかくそういう形で、一生懸命地域で頑張ってるというふうなことで動いてる方々がですね、例えば、万が一ですけども、こういうことあってはいけんですけども、そのお宅に行ってもですね、賠償責任を問うような問題が発生した場合に、やっぱりその保険に、やっぱりきちっと入ってくとかですね、あるいは、そこまで行くまでに、何らかの事故が起きたとかですね、こういうことがあってもやっぱりせっかく、やってあげようという形で行っておるのにかかわらず、自分自身がそういうことの怪我が起きたり、あるいは、賠償責任をですね、負ったというふうなことがありますので、そういうために全国の社会福祉協議会のほうでボランティア保険というのがあると思うんですが、これは年間1人あたりに350円、賠償責任でも5億円ですね、補償がされてるというふうな保険がありますが。こういう方々は、もし自分で払ってですね、そういうことをやってるのか、あるいは、もうそれ保険に入らなくて、保険なしで活動しているのか。もしよければですね、こういう団体で、積極的に応援をしていただくということにしていだけるような団体、あるいは、人であればですね、出来ましたらそのボランティア保険の費用ぐらいは、もう町が負担してもいいのではないかなというふうなことを思ってるんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（西岡利昌） 堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎） 日野議員さんのご質問にお答えいたしますと、まず、保険の関係の加入状況でございますが、41団体のうちですね、きちっと定期的にやっていただいている団体が25団体ございまして、その25団体につきましてはですね、ふれあいいきいきサロン連絡協議会という連携を深めるためのですね、協議会をうちの方でつくらせていただいているんですけれども、そちらに加入をしていただいております。そこに加入していただいているサロンの団体につきましてはですね、おっしゃるとおり社会福祉協議会から加入ができるグループ保険であったり、サロン保険がありますので、その25団体についてはもう保険の方を加入をさせていただいて、活動をいただいているところでございます。なおですね、その25団体の保険料につきましてもですね、町の方からですね、社会福祉協議会を通じまして、助成をさせていただいてるという状況でございます。なお、懸案としましては、その残りの16団体、こちらについては、ちょっとまだ任意の団体という形で、協議会の方に確認をこれから進めさせていただきながらですね、なお、先ほど申し上げましたような、活動に対する、保険というものもですね、うちの方で、町の方でですね、補填ができるように、進めていけばいいかなというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。先ほど課長の方から言われたみたいに、入っていない団体ですね、こういったところについて、あるいは新たにですね、できる団体とこういったものについても、少し検討していただいて、保険の方については、前向きに考えていただいたらというふうに考えております。もう一つご質問なんですが、先ほど言いました地域支援事業については実際の事業ということで、その中でですね、大きく分けて三つ、地

域支援事業にはございます。一つ目は介護予防・日常生活支援総合事業、包括支援事業、任意事業というふうなことがあります、1番最初の介護予防、ここのところがですね、非常にやっぱりポイントになってくるだろうというふうに思うんですね。もう、ある程度こう、体が弱ってきてですね、介護認定で1から5まで受けられるというよりも、その前でやっぱり、その防ぐことが1番大事なことでございますので、こういうことで、いわゆるその介護予防・日常生活総合事業と言われる人ですね、介護認定の申請をしたけれども、元気だから対象外ですよというふうな形で判定をされた。しかしながら、何らかのやっぱりサポートが要ると。介護保険ですから、全てが全てその至れり尽くせりというのはですね、やっぱり出来ないわけで、本来やっぱり本人の持つ機能がある程度残っておるのであればですね、そこを十分生かして、出来ないところをサポートするというのが、介護保険の特徴だろうと思いますので、でも、要介護には認定されない、要支援の1、2にもならない。こういう方々がですね、要るだろうというときに、チェックリストを本町でも作っておられると思うんですが、そのチェックリストの中で、ある程度こうチェック、調査をされて、この人はやっぱりサポートが要るなというふうな方がですね、本町に今現在何人ぐらいいらっしゃるのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎） 日野議員さんの先ほどのご質問に対してお答えをさせていただきますと、おっしゃるとおり認定で非該当になった方で、うちの方のチェックリストで該当される方というのが、概ね30人程度いらっしゃいます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 30人ぐらいということでございますので、この方々がですね、やっぱりサポートが必要だということで、恐らく要支援1、2ぐらいのサポート的にはですね、受けられる状況の一つじゃなかろうかというふうに思いますので、しっかりしたそのケアマネジメントをしていただいてですね、本人が出来ない部分のサポートをしていただくということで、お願いをしたらと思います。それからもう一つの柱の中で、これはもう独自で、任意という名前がついとるぐらいですから、やってもやらなくてもいいんだらうという気はするんですけども、ほとんどのところが、ある程度やってるんじゃないかと思うんですが任意事業というのがございます。これは特にですね、本町の場合はどういう内容をですね、任意事業としてやっておるのか。その中で、特に私は気になるのは、独居の高齢者、あるいは認知症の見守りですね、こういったことがされてるのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西岡利昌） 堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎） 日野議員さんのご質問にお答えをいたします。任意事業で実施させていただいてる事業でございますけれども、まず、介護をしている人を対象といたしました家族介護教室、要介護4、5と認定された在宅高齢者を介護しているご家族で、町民税非課税の世帯の方に対しましてですね、おむつ等の介護用品を支給させていただく家族介護予防支援支給事業がございまして、それらを初め、先ほど特定されました、独居高齢者向

けに対しましてはですね、栄養やバランスがとれた食事を提供するとともに、安否確認を行っております、いきいき見守り配食サービス事業を行っておりますし、緊急時のためのですね、通報装置ですね、警備会社に通報すると、警備会社に行きまして、そこから、どうしたことがありましたかというふうなことがある、その通報装置の方を貸与させていただく、緊急通報装置配置事業いうのを行っております。また、認知症の方に対しましてのですね、事業といたしまして、まず認知症のサポーターの養成講座を実施させていただくとともに、また、成年後見制度の利用支援、また、位置情報が検索できるですね、小型の GPS、これぐらいの大きさのですね、GPS 装置というのをお貸ししてですね、もし万が一の時にはその GPS で位置情報確認できるというような事業を行っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2 番（日野恵司） ありがとうございます。かなり多くの任意事業をされてるというふうなことでございますが、私も経験ありますけど、認知症の方は大変でございます。家族の方も大変になってきますので、本人以上に家族の方が大変でございます。こういうその家族の方の支援に対してもですね、しっかり声を聞いていただいてですね、前向きに取り組んでいただけたらと、いうふうに思っております。それから、2 番目の質問の第 1 号被保険者の基準額の変更の件についてですが、これはちょっと私なりに調べた内容でございますけれども、令和 3 年度の調査意見書ですね、調査意見書の中に、ちょっと金額的なものを書いておりますので、ちょっとご紹介したいと思うんですが、介護保険事業及びサービス勘定の歳出歳入決算状況、こういったところはですね、この意見書の 21 ページの中に記載をされておりますけれども、そこで、令和 2 年度、令和 3 年度の歳入歳出の差引き額、いわゆる金額はですね、こんだけ余ったよと、いうふうなことだと思うんですが、令和 3 年度で 4,887 万 2,000 円の黒字と、令和 2 年度で 5,680 万 1,000 円というふうな形で、一応 2 年、3 年とも、その黒字にはなってるようでございます。もう一つはですね、そのあとに載ってます、29 ページに載ってます介護保険事業運営基金というのがございますが、この基金もですね、令和 3 年度の段階では 2 億 7000 万ぐらいのですね、基金の積立てがあるというふうなことからですね、この第 9 期と言われる、令和 6 年から 8 年までの、いわゆる標準基準額といいますか、これについては、私の個人的な意見ですが、据え置いてもいいのではないかと、いうふうなことは考えております。したがって、策定委員会の方で来年度見直しの期間で、1 年間見直しがされて、実質的な 6 年、7 年、8 年というふうな形で、そこらの制度が始まるんだと、第 9 期が始まるんだと思いますが、その辺りも含めていただいて、しっかりと見直しをしていただいたらというふうに考えております。いずれにしてもですね、この介護保険事業といますのは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが 1 番大事と、その上に立って地域で支えていくんだと、いうことがですね、非常に大事じゃないかというふうには考えております。それで、特に先ほどもちょっと言いましたけれども、一般介護予防事業というのがですね、本当に中心になってきて、ここのところで、いわゆるその健康寿命と言われるですね、平均寿命じゃなしに健康寿命といってですね、もう日常的な生活は十分できるよとい

う年齢ですね。それをですね、やっぱり伸ばしていくということをしていかないと、だんだんだんだん、それをちょっと、しなくなってくると、介護認定につながって、サービス量が増えていくと。そうなれば当然お金が掛かるわけですから、個人負担が増えるということになってきますので、この一般介護予防事業というのを、本当に市町村として、重点施策としてですね取り組んでいただきたいと、いうふうなことをお願いをしたらということをお願いをいたしまして、1問目の質問については終わりたいというふうに思っております。2番目の公共施設の予約システム導入でございますが、先ほど教育長のお話の中では、愛媛県との共同利用の中でですね、来年度予算化をしていくということでございますので、質問のタイミングがよかったのかなという気はせんでもないんですけども、私が初めてその公共施設を借りに行ったときに、どうも不便さを感じたもんですから、この質問をさせていただきました。そしたら町の方としても、そういうふうな考え方はしてるということでございますので、ぜひその方向でお願いをしたい。愛媛県の場合は、先ほど教育長も言いましたようにですね、今現在のシステム作ってるのは15年の10月から運用してるんですね。それで具合が悪いというふうなことで、今現在こう直していると。その新しいものは、確か令和5年の1月1日ぐらいから始まるんじゃないかと思いますが、それを、その内容で本町の場合も、共同利用ができるようなシステムに取り組んでいくということだと思いますが、一つにですね、ちょっとこういう文章があるんですが、いわゆるこれ愛媛県ですね、施設利用予約システムサービスの提供業務委託、公募型プロポーザル手続等に関する説明書という中にですね、これは業務概要の中の1節でございますが、現行の愛媛県の場合はですね、システムインターネット上で仮予約のみができる仕様となっており、施設の拡張性も乏しいことから、令和3年3月に策定した愛媛県デジタル総合戦略に基づき、誰1人取り残さない行政のDXを実現するため、現行の県施設利用予約システムの再構築を行うと。再構築に際してはですね、スマートフォン等の様々なデジタルデバイスに対応すると、ですからタブレットや何もかも全部が対応できるようにしますよということだと思います。それで、いつでもどこでも施設利用予約を行える環境を整備するとともに、その次なんです、その次は、ちょっとお尋ねをしたい点でございますが、決済機能も導入することで、ワンストップの手続を実現し、利用者目線に立ったサービスを提供すると、こういうことがですね、このプロポーザルの説明書の中に、県としては謳っております。いわゆる決済機能もこの中に入れるんだと、県の方はですね、本町の場合は共同利用する場合にですね、これをどうされるのかどうかですね、この点1点お聞きしたいと思うんです。

○議長（面岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 日野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。確か、その決済をどうするかということにつきましてはですね、我々の方でいろいろ議論をいたしました。来年度の話でございますので、なかなかその決済までのですね、どういうふうな、いろんな乗り越えなければいけない課題であるとか、そういったものがございますので、とりあえず、当初は決済はない。しかし、将来的にはこの決済というのが大切なんだろうというふうに考えておりますので、将来はこの決済までですね、入れるということを想定したことを

考えてございます。以上です

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。最初の段階から決済機能を入れるというのは非常にやっぱり難しいことだとは思いますが、したがって十分に検討されましてですね、町民の方々が使い勝手のいいような内容にしていだきたいと思うことをお願いをいたしまして、私の一般質問の2問について終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 日野恵司議員の質問を終わります。4番原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 4番原田公夫でございます。今回2問質問させていただきます。まず第1点目が、物価高騰対策への取り組みはでございます。食品や日用品などの生活必需品は、月単位で値上がりが続いており、民間の信用調査会社の調査によると、10月末時点で、来年値上げを予定している食品は2,000品目を超えるといわれています。このような物価高騰への対策として、子育て世帯や非課税の低所得世帯を対象に、給付金や応援金を支給する自治体、インフレ手当を支給する企業も出てきています。日本銀行が10月末に公表した物価見通しでは、2022年度の物価上昇率は前年度比2.9%で、2人以上世帯の家計負担は、前年度より12万1千円増加するという民間の試算もあります。そうした中、賃金の上昇もなく、支援対象とならない一般家庭も多くあり、支出のみ増大しているのが現状です。町で支援を行っているプレミアム商品券の第4弾も12月末で使用可能期間が終了することから、第5弾の発行を支援してはどうかと思いますが、今後、一般家庭に対する物価高騰対策をどうしていくのか、町長のご所見をお伺いします。2点目、小中学生の不登校の現状と対策はでございます。文部科学省が公表した「問題行動・不登校調査」の結果によると、2021年度に30日以上登校せず「不登校」とされた小中学生は24万4,940人で、前年度から24.9%増加し、過去最多となっており、愛媛県でも419人増の2,233人でした。また、スマートフォンや交流サイトを通じた「ネットいじめ」として認知された件数も、過去最多の2万1,900件に上っており、不登校やいじめの増加傾向に歯止めがかからない原因には、長引くコロナ禍による心身の不調やストレスが影響しているとの分析もあります。本町の現状と対策はどうなっているのか、教育長のご所見をお伺いします

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。初めに、物価高騰対策への取組についてのご質問ですが、まず原田議員ご提案のプレミアム商品券事業については、これまで実施した計4回の利用額は約6億1,000万円になり、一般家庭の消費負担の軽減と消費拡大に効果があったものと思っております。これらの実績を鑑み、第5弾のプレミアム商品券事業につきましても、国県の予算的な支援や、新型コロナウイルス感染症の感染状況、経済情勢などを見極め、必要な時期に検討してまいりたいと考えております。物価高騰対策につきましても、本定例会に補正予算として計上しておりますが、子育て世帯への支援といたしまして、18歳以下の全ての児童に1人当たり1万5,000円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施のほか、3か月の給食費支援、保育事業者への応援金事業などの実施により、保護者の負担軽減を図りたいと考えております。また、住民税非課税世帯については、5



万円の給付を行っているところでございますが、町単独で1万5,000円の追加給付を行いたいと考えております。これらの関連予算につきましては、今後の審議の場でご説明をさせていただければと思います。次に、小中学生の不登校の現状と対策についてのご質問は、教育長が答弁をいたします

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員のご質問にお答えをいたします。文部科学省が令和3年度の児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を行った結果、小中学校のいじめ認知件数と不登校児童生徒数が、いずれも過去最多となるなど、深刻な状況が明らかになったところでございます。いじめや不登校が増加した要因につきましては、いろいろと指摘をされておりますが、コロナ禍が長期化したことで、生活環境の変化による生活のリズムが乱れていることや、学校生活の中には様々な制限がある中、登校する意欲が湧きにくいという状況にあることも考えられますし、保護者の意識の多様化ということも影響しているのではないかと考えております。本町におきましても、令和元年度以降、不登校児童生徒は増加傾向にあります。不登校への基本的な考え方については、登校という結果のみを目標とするのではなく、子供が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目標としております。学校では、対応できるものは学校の責任において行いますが、不登校の要因といたしましては、無気力、不安、遊び、非行、友達関係、学業不振、教員との関係、生活リズムの乱れ等、多岐にわたることから、改善へと導くためには、保護者と連携して対応をしています。基本的な方針といたしましては、学級担任を中心に、学校と児童生徒及び家庭等の連携を途切れさせないこと、また、保護者と連携し、よく話し合っ、取組を進め、一方的にならないようにすること、そして、スモールステップで急がず、児童に寄り添いながら改善を目指す、この3点を掲げておりますが、この中でも、家庭との連携が1番重要だと考えております。そのため、各家庭の状況を踏まえて、電話連絡、計画帳、タブレットパソコン、家庭訪問、または個別面談を実施し、家庭とのパイプを保つことについて注力しております。また、保護者が不安に思っていることへのきめ細かな対応や、登校に対する抵抗感を少しでも和らげるため、学校からの呼びかけや家庭からの要請に応じて、スクールカウンセラーによる心理面での相談や、スクールソーシャルワーカーによる福祉的かつ多様なケースへの対応にも取り組んでいます。児童生徒やその家庭個々に状況が異なるため、デリケートな対応が必要でございますが、これまでどおり、子供や家庭の状況に応じて、保護者の考え方を尊重しながら、家庭との連携を図って改善へと導きたいと考えております。以上で原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） まず、物価高騰対策の分ですが、第5弾のプレミアム商品券事業については、国や県の予算的な支援とかいろんな状況を踏まえて、必要な時期に検討するというようなお話やったと思います。しかし、またその必要な時期がいつかということになるのかと思うんですが、もう毎日、いろんなものについて値上げの報道がされております。企業等によれば、この1年間で3度目の値上げをするというようなことも、ニュースに流れており

ます。そういったことで、やはり対応するにはタイムリーで適切な時期というのがあろうかと思いますが、その辺りはなるべく早めの対応していただくということで、住民に、住民負担が減るのではないかというふうには思っております。子育て世帯とか、その他先ほど申された世帯につきまして、今補正予算で対応はしておりますが、その恩恵がない一般世帯につきましては、なかなか目に見える対応がされていないというようなことかと思えます。そういった中で、先般ニュースにもなっておりましたが、東京の世田谷区でキャッシュレス決済をすることで、30%のポイントがつくということで、キャッシュレス決済をすると30%安くなるという考え方かと思いますが、それについても、好評で予算の上限に達したということで、先月の26日に予算がなくなったということで、終了するというようなことが報道されておりました。そういったことで、先日ちょっと東京行ったんですが、ほとんど、やはり、今はキャッシュレス決済というのが普及しております、先日、その店に、喫茶店でしたが、入ろうとしたときに、現金は使用出来ませんという表示がありました。東京は進んでるんだなと。そういうことで、私のような高齢者にとっては、なかなか対応が大変かな、というような気もしたわけですが、その店では子供がスマートフォンで決済を店の人とやってましたけど、どうやってやるのかなと、最初わからなかったような気もしたわけですが、そういうことで、やり方にはやはりいろんな方法があろうかとは思いますが、この辺りでは、先ほど質問させていただきました、プレミアム商品券的なものが、アナログかもしれんですけど、地域の人にとっては使いやすくないではないかというような気がしておりますので、なるべく早い時期に対応していただくようお願いしたいと思います。あと、先日、新聞に、東温市が全世帯に4,000円の燃料券を配布したと。11月17日に可決ということで、やっぱり財源は地方創生臨時交付金を使うというようなことで、7,994万円を計上したそうなのですが、1月に市民へ周知して、使用期間は1月中旬から2月末の予定で計画しておるといようなことがございました。こういったこともございますので、限られた世帯だけではなく、一般家庭にもできるような、何かいい案がありましたら、対応していただきたいというふうに思います。地域の経済活性化等についても、かなりの効果があったというようなことですので、必要な時期というのを、地域の情勢もあろうかと思いますが、どのぐらいの時期を大体見通しておるのかいうところをお伺いしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えをいたします。物価高騰対策につきましてのプレミアム商品券と、もう既に私どもも6億に余ることをやっております、先ほど東温市が4,000円とか、いろいろ各自治体がやっておりますけれども、砥部町が各自治体に対して、物価高騰に対するいろんな支援が遅れとるといふふうには考えておりません。それでDXの関係、キャッシュレス決済のことにつきましては、もう既に伊予市とか内子町で実施をされておるようでございますので、これは来年度といえますか、DXでいろんなところの検討するというふうなことでございますので、これらにつきましては、早急に取り組みたいというふうに思っております。時期的なことにつきましては、いずれにいたしましても、予算が必要なことでございますので、今、国の方で補正予算を審議中でございますけれども、こうい

ったところで、臨時調整交付金がどのぐらい、また来るかというふうなことを十分見極めて対応したいというふうに思っております

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） キャッシュレス決済につきましては、近隣でも既にやっておるということなので、対応も早めにしたというような回答だったかと思います。本町では、あまり大きな企業ございませんが、中央では、最近は一時金とか、あと一時金で最大、中央の大手企業になるんでしょうけど、一時金でインフレ手当ということで最大 15 万円とか、毎月 1 万円ずつ給与に上乗せしていくとか、いうような報道ございましたが、町内の大きな企業というのは、特にどうなるかわかりませんが、町内の企業でそういった、例えば、動きがあるとかいうのは把握されてるんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋桂） 原田議員さんのご質問にお答えします。砥部町の方では、各企業の方で、特別な手当、このインフレの時の特別な一時金とかいう手当についての情報は把握をしておりません。以上答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） なかなか地方の中小企業では難しいというような状況なのかもしれませんが、何かの対応するということが職員の生活応援とか、能力の育成とか、そういったことの対応にもつながってくるということなんで、なるべく取り組んでいただけたらありがたいかなという気はしております。これにつきましては、順次国の方針とかによって、順番にいろいろ対応が出てくるのかもしれませんが、なるべく早い対応ということに心がけていただくことをお願いしたいと思います。続いて 2 点目の不登校のことでございますが、先ほど、いろいろ先生の対応とか家族との連絡とかいった部分については、ご答弁いただいたと思うんですが、本町では、この不登校として把握しとる件数があるのかどうか、その辺りお願いします。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。不登校の状況でございますが、令和 3 年度でございますが、年間 30 日以上欠席したお子さん、小学校では 20 人、中学校では 32 名いらっしゃいました。32 名です。以上答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 愛媛県の 2,000 なんぼのうちでいうと 50 人ほどですから、20 市町で考えると、そう多くはないというような感覚かもしれませんが、やはり本町にもそれだけの人数がいるということかと思います。さきほど対応のことについて、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとかいう話が出ったと思うんですが、その相談件数とか人数、またスクールカウンセラーとソーシャルワーカーの人数、その辺りも含めて、そういった方たちの年間の活動日数、この辺りも把握しておるようであれば伺いたいと思います。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。先ほどの教育長の答弁の中で出てきましたスクールカウンセラー、あとスクールソーシャルワーカーの活動実績でございますが、まずスクールカウンセラーにつきましては、中学校の方に常駐というか、週に1回なんですけど常駐をしております。この方の年間の相談人数が337人でございます。相談内容につきましては、不登校であるとか、いじめ問題、友人関係、家族の問題、多岐にわたる内容でございます。それと続きまして、スクールソーシャルワーカーでございますが、この方々は2名、中学校の方に常駐しておるんですが、この方々につきましては、各小学校から要請がございましたら、その都度、個別に対応をさせていただいております。お二人とも、基本は年間90日程度の勤務でございます、年間の相談件数でございますが、小学校で37件、中学校で107件の相談がございました。以上答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 小学校で37件、中学校で107件というようなことで、ある程度相談があるというようなことでございます。それとはちょっと若干変わるかもしれませんが、不登校の人数には含まれないが、コロナの感染回避を理由に30日以上登校しなかった生徒が前年度からかなり増えておるというようなことではございますが、そういった不登校の人数に含まれない、さっき言いよった30日の定義からは外れるけど、それなりに休まれておったというような生徒はどのぐらいいたかというのは、把握はありますでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。コロナで自発的に休んでいるという子につきましてはですね、個別には把握はしておりません。ただこの長欠の中には、病気ですって休暇を取っておる方はいらっしゃいますが、そのお子さんたちは長欠という扱いではございません。小学校の方では、病気で欠席しているお子さんはいらっしゃいませんが、中学校の方には数名いらっしゃいます。今のこのコロナの不安を感じてですね、自ら休んでおる子につきましては、個別に検証はしておりませんが、それぞれこの不登校の理由の中にですね、無気力とか不安などの情緒的混乱とかいう項目がございますので、そちらの方に分類されておるのではなかろうかというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） あまりそういった把握は出来てないが、多くはないというようなことかと思います。先ほど、教育長さんの方が先生の学校の対応とかいったことについて、いろいろ答弁いただきましたが、大体多くの教員が忙し過ぎて子供に向き合えない。それで子供の状況があまり把握出来ない。そういったことで、教員のそういったことに対応できる教員をもっと増員していただきたいというような学校の意見の中にはあるということを見えておりますが、学校の先生の中には、やはりコロナの陽性の可能性を考えると、登校してくださいと促せないという意識が、学校に浸透してゐるのではないかというようなことも言われ

ておりますが、本町の場合は教師の中でそういった認識はあるのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 申し訳ございません。少しちょっと聞き取れなかったものですから、申し訳ございませんが、もう一度お願いいたします。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 多くの教員が忙し過ぎて子供に向き合えない、そういったことで、学校の先生がもっといないと対応が出来ないというような考え方もあると。現在のコロナの陽性の可能性を考えると、無理やり登校せいとはなかなか言えない、促せないというような意識が学校に浸透しておるといようなことが言われますが、本町の場合、学校の方の先生はそういった意識があるのか、ないのか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。強制的に登校せいということだと理解いたしておりますけれども、そういった認識といたしますか意識の教師は、私が知る限りではないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 先ほど、先生の対応とかいうのには、例として挙げられていましたが、例えば、学校外の対応しておるといような、例えば教育センターであるとか、児童相談所であるとか、いろんなケース、保健所であるとか、病院であるとか、そういった不登校に対する相談窓口というのがあるかと思いますが、本町の場合は、やはりそういった学校外のところというのはどうなんでしょうか

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。なかなかこの不登校のですね、相談窓口というのなかなか部外では難しいんでは思うんですが、実際にですね部外、例えば、生涯学習センターのですね、適応指導教室に通うお子さんとか、民間のですね、フリースクールに通うお子さんとかもいらっしゃいます。そういう中で学校の復帰を目指してこういうところに通うわけなんです、相談も兼ねてですね、そういうところに行っておるお子さんもいらっしゃいます。ということで答弁に代えさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 今、課長の方から、民間の学校といような部分もお話出たんですが、そういった子を専門に扱う不登校の特例校とかも選択肢にあるということで、都会の方ではそれなりにあるようでございますが、先ほど言われとった民間の特例校、もし差し支えないようでしたらどういったところなんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。先ほど申し上げました、フリースクールにつきましては、特例というわけではございません。ここに通えば学校での出席扱いになるというところでございます。以上答弁とさせていただきます。

す。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） ちょっともう1点、先ほど答弁にありました、出席扱いになるという形態はどういったものが、どういったことであれば出席扱いになるのか、他にもあるんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。出席扱いになるということでございますけれども、どこでも言うたら言い方悪いんですけども、こういった施設でもですね、行けば出席扱いになるというわけではございません。基本的には学校以外の公的機関、また民間施設ですね、いわゆる先ほどからお話に出ておりますフリースクールというところでございますけれども、そういったところで受けた場合は指導要領上の出席になるということでございますけれども、やはりこれは施設がですね、保護者と学校との間で十分な連携を取れていることや、そして公的機関以外の民間施設につきましてはですね、相談指導、児童生徒にとってですね、適切であると校長が認める場合、民間につきましては、不登校児童生徒に対する相談指導に理解や経験とか、そういった体制が十分整っており、社会的な信望が厚いというような施設につきましては、校長が認めれば出席指導要領上、出席扱いになるということでございます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） まだコロナも収まりそうにございませんし、しばらくこういった傾向が続くのかと思いますが、子供の教育に支障を来さないよう引き続き対応をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（西岡利昌） 原田公夫議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

~~~~~

日程第6	認定第1号	令和3年度砥部町一般会計決算認定について
日程第7	認定第2号	令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第8	認定第3号	令和3年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第9	認定第4号	令和3年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第5号	令和3年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
日程第11	認定第6号	令和3年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
日程第12	認定第7号	令和3年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について
日程第13	認定第8号	令和3年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
日程第14	認定第9号	令和3年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
日程第15	認定第10号	令和3年度砥部町水道事業会計決算認定について

（決算特別委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第6、認定第1号、令和3年度砥部町一般会計決算認定について

から、日程第 15、認定第 10 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの 10 件を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。佐々木公博決算特別委員長。

○決算特別委員長（佐々木公博） 令和 4 年第 3 回定例会において、閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました、認定第 1 号から認定第 10 号までの決算認定に関する 10 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 9 月 28 日、30 日、10 月 4 日の 3 日間、本特別委員会を開催し、令和 3 年度の砥部町各会計の決算について、各担当課から歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づき説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今回の審査において各委員から出された意見、要望等については、十分ご検討の上、今後の町政運営に反映していただくことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件については、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件については、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件に対する委員長の報告は認定です。報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件については、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これにて散会します。

午後 2 時 14 分 散会

令和4年第4回砥部町議会定例会（第2日）会議録

招 集 年 月 日	令和4年12月2日				
招 集 場 所	砥部町議会議事堂				
開 会	令和4年12月2日 午前9時30分 議長宣告				
出 席 議 員	1 番 高橋久美 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫 5 番 柿本 正 6 番 東 勝一 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子 12 番 西岡利昌 13 番 山口元之 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好				
欠 席 議 員	なし				
地 方 自 治 法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 岡田洋志 教育長 大江章吾 総務課長 門田敬三 企画政策課長 伊達定真 商工観光課長 高橋 桂 戸籍税務課長 古川雅志 保険健康課長 篠原万喜枝 介護福祉課長 堀潤一郎 子育て支援課長 田中弘樹 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 生活環境課長 小中 学 上下水道課長補佐 林 健児 会計管理者 富岡 修 広田支所長 町田忠彦 学校教育課長 田邊敏之 社会教育課長 山本勝彦				
本会議に職務のため出席した者の職氏名			議会事務局長 藤田泰宏 庶務係長 東山泰久		
傍 聴 者	1 人				

令和4年第4回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 議案第42号 J Aえひめ中央宮内集荷場解体工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第43号 砥部町道路線の認定について
- 日程第3 議案第44号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第45号 砥部町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 令和4年度砥部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第48号 令和4年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第49号 令和4年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第50号 令和4年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第51号 令和4年度砥部町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第52号 令和4年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）

・散 会

令和4年第4回砥部町議会定例会

令和4年12月2日（金）

午前9時30分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第42号 JAえひめ中央宮内集荷場解体工事請負契約の締結について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第1、議案第42号、JAえひめ中央宮内集荷場解体工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長

○総務課長（門田敬三） 議案第42号についてご説明申し上げます。JAえひめ中央宮内集荷場解体工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。令和4年12月2日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、JAえひめ中央宮内集荷場解体工事請負契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。契約の内容ですが、1契約の目的はJAえひめ中央宮内集荷場解体工事。2契約の方法は一般競争入札。3契約の金額は税込みで6,197万4,880円。4契約の相手方は松山市福音寺町239番地、株式会社岡崎工務店、代表取締役岡崎智久です。議案第42号資料をお願いします。令和4年11月7日に執行した一般競争入札の結果は、ご覧のとおりです。裏面をお願いします。写しのとおり、株式会社岡崎工務店と11月11日に仮契約を結んでおり、工期は令和5年3月31日までです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第43号 砥部町道路線の認定について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第2、議案第43号、砥部町道路線の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田作建設課長。

○建設課長（門田作） 議案第 43 号について説明させていただきます。砥部町道路線の認定について。次のとおり、町道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。令和 4 年 12 月 2 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、住宅開発により整備された路線を砥部町道として管理するため、提案するものでございます。認定する路線でございますが、番号、路線名、起点及び終点の順で読み上げさせていただきます。1 拾町 2 号線、砥部町拾町 55 番 4 地先から砥部町拾町 55 番 9 地先まで。2 拾町 3 号線、砥部町拾町 166 番 13 地先から砥部町拾町 166 番 5 地先まで。以上 2 路線でございます。議案第 43 号、資料の 1 ページをお願いいたします。拾町 2 号線でございますが、場所は砥部病院からリバーサイドショッピングセンターへ通じる町道荒倉開支線沿いに開発された団地内道路でございます。延長が約 102 メーター、標準幅員が 4 メーターでございます。裏面 2 ページをお願いいたします。拾町 3 号線でございますが、場所はルミエール城南の東側に開発された団地内道路でございます。延長が約 290 メートルで、標準幅員が 6.0 メートルでございます。この 2 路線につきましては、開発業者から寄附を受けましたので、砥部町道として認定するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 43 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 43 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第 3 議案第 44 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第 3、議案第 44 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第 44 号についてご説明申し上げます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。令和 4 年 12 月 2 日提出、砥部町長佐川秀紀。9 ページをお願いします。提案理由ですが、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ等に係る関係条例の改正が必要となるため、提案するものでございます。初めに、定年延長の主な概要ですが、職員の定年を 65 歳まで段階的に引き上げるとともに、役職定年制と定年前再任用短時間勤務制が導入されます。本条例では、

地方公務員の定年を引き上げるための地方公務員法の改正に伴い、砥部町職員の給与に関する条例を初め、9本の条例を一括で改正するとともに、現行の再任用制度の廃止に伴い、砥部町職員の再任用に関する条例を廃止します。それでは、主な整備内容についてご説明を申し上げます。新旧対照表をお願いいたします。1ページから13ページにかけまして、砥部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例から、砥部町職員の育児休業等に関する条例までの6本の条例について、地方公務員法の改正に伴い、同法を引用する条項番号や文言を整理するとともに、再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、必要な規定の整理などを行っております。14ページをお願いします。第7条改正では、砥部町職員の給与に関する条例を改正しています。まず、本条例では、全体を通して、文言の整理を行っています。15ページの第4条から24ページの第19条の4にかけて、新たに導入する定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等について定めています。25ページの附則第10項から28ページの第17項までを追加し、60歳を超える職員の給料月額を、60歳時の7割水準と定めるなど、給料月額の算出方法や支給方法などについて定めています。30ページ、31ページでは、砥部町職員の旅費に関する条例及び砥部町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、地方公務員法の改正に伴い、同法を引用する条項番号を整理するとともに、再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、必要な規定の整理を行っています。議案書にお戻りください。7ページをお願いします。附則ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行します。また、第2条では、用語の定義について定め、第3条から9ページの第7条にかけて、5本の条例の改正に伴う経過措置について定めています。以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第44号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第44号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第4 議案第45号 砥部町職員の定年等に関する条例の一部改正について (説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第4、議案第45号、砥部町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第45号についてご説明申し上げます。砥部町職員の定年等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

を次のように定める。令和4年12月2日提出、砥部町長佐川秀紀。13 ページをお願いします。提案理由ですが、地方公務員法の改正に伴い、定年年齢の段階的引上げ、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制の導入などの措置が必要となることから、所要の改正を行うため提案するものです。初めに、定年延長の概要をご説明申し上げます。一つ目は、定年年齢の引上げです。現行の60歳の定年年齢を、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引上げ、65歳とします。二つ目は、役職定年制です。管理職の職員は、原則60歳を役職定年の年齢とし、60歳以後は、管理職以外の職に降任する制度を導入します。三つ目は、定年前再任用短時間勤務制です。60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を、短時間勤務の職に再任用できる制度を導入します。以上、3項目が主な内容でございます。それでは、改正内容についてご説明申し上げます。新旧対照表をお願いします。左の改正案に沿ってご説明申し上げます。まず、全体的な事項として、目次と章を設け、条例の構成を整理しています。第1条は、地方公務員法の改正に伴い、引用する条項番号を整理し、改めています。第3条は、職員の定年年齢を65歳に改めています。2 ページをお願いします。第2項では、国保診療所の医師の定年は現行どおり70歳と定めています。第4条では、定年に達した職員について、特別な事由がある場合は、定年を延長することができる特例について定めており、朱書きのとおり、文言などの整理を行っています。4 ページをお願いします。第6条から9ページの第11条までを追加し、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制について、対象者を定めるとともに、役職定年の年齢を60歳と定め、他の職へ降任等を行うに当たり遵守すべき基準などを定めています。9 ページをお願いします。第12条及び次のページの第13条を追加し、定年前再任用短時間勤務職員の任用について定めています。10 ページをお願いします。第14条を追加し、規則への委任について定めています。11 ページをお願いします。附則の改正ですが、第2項を追加し、定年の年齢を令和5年4月1日から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置を定めています。第3項を追加し、職員が60歳に達する年度の前年度、具体的には59歳になる年度でございますが、当該職員に対し、定年延長に関する情報提供と勤務の意思確認を行うよう定めています。議案書にお戻りください。7 ページをお願いします。附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行します。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行します。また、附則第2条では、勤務延長された職員の経過措置について、8ページの附則第3条から12ページの附則第9条では、暫定再任用職員の任用に関する経過措置について、附則第10条では、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置について、13ページの附則第11条では、定年延長の実施のための準備行為について、それぞれ定めています。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第45号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 45 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 5 議案第 46 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第 5、議案第 46 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第 46 号についてご説明申し上げます。砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。令和 4 年 12 月 2 日提出、砥部町長佐川秀紀。14 ページをお願いします。提案理由ですが、令和 4 年 8 月 8 日の人事院勧告並びに令和 4 年 10 月 5 日の愛媛県人事委員会勧告に従い、議会議員及び特別職の期末手当の額並びに職員及び会計年度任用職員の給与の額等を改正するため提案するものでございます。なお、今回の改正では、砥部町職員の給与に関する条例を初め、4 本の条例を一括で改正します。それでは、改正内容についてご説明申し上げます。新旧対照表をお願いします。第 1 条改正では、町職員の 12 月勤勉手当の支給割合と、一般職及び医療職の給与表などを改正します。第 19 条の 4、第 2 項第 1 号において、一般職の勤勉手当の支給割合を 100 分の 10 引上げ 100 分の 105 に改め、第 2 号では、再任用職員の勤勉手当の支給割合を 100 分の 5 引上げ、100 分の 50 に改めます。2 ページをお願いします。2 ページから 6 ページにかけて、別表第 1、行政職給料表を、7 ページから 10 ページにかけて、別表第 2、医療職給料表をそれぞれ改めます。11 ページをお願いします。別表第 3 の行政職の等級別基準職務表において、職務の級 5 級に基準となる職務として課長を規定していますが、配置する見込みがないことから、課長（6 級に規定する職務を除く。）を削ります。12 ページをお願いします。第 2 条改正では、町職員の令和 5 年度以降の勤勉手当の支給割合を改正します。第 19 条の 4、第 2 項第 1 号において、一般職の勤勉手当の支給割合を 100 分の 100 に改め、第 2 号では、再任用職員の勤勉手当の支給割合を 100 分の 47.5 に改めます。13 ページをお願いします。第 3 条改正では、議会議員の 12 月期末手当の支給割合を改正します。第 6 条において、支給割合を 100 分の 5 引上げ、100 分の 167.5 に改めます。14 ページをお願いします。第 4 条改正では、議会議員の令和 5 年度以降の期末手当の支給割合を改正します。第 6 条において、支給割合を 100 分の 165 に改めます。15 ページをお願いします。第 5 条改正では、特別職の 12 月期末手当の支給割合を改正します。第 4 条において、支給割合を 100 分の 5 引上げ、100 分の 167.5 に改めます。16 ページをお願いします。第 6 条改正では、特別職の令和 5 年度以降の期末手当の支給割合を改正します。第 4 条において、支給割合を 100 分の 165 に改めます。17 ページをお願いします。第 7 条改正では、会計年度任用職員の給料表を改正します。17 ページから 22 ページにかけて、別表第 1、行政職給料表を改めます。議案書にお戻りください。13 ページをお願いします。附則です。この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。また、第 2 項では、改正規定の遡及適用について定

め、第3項では、改正前の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の給与等の内払いとみなすよう定めています。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第46号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第46号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6	議案第47号	令和4年度砥部町一般会計補正予算（第6号）
日程第7	議案第48号	令和4年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第49号	令和4年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第50号	令和4年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第51号	令和4年度砥部町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第52号	令和4年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号） （説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第6、議案第47号、令和4年度砥部町一般会計補正予算第6号から、日程第11、議案第52号、令和4年度砥部町水道事業会計補正予算第3号までの6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 私からは、議案第47号の一般会計から、議案第50号のとべの館特別会計までの補正予算について、一括してご説明申し上げます。初めに、一般会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第47号、令和4年度砥部町一般会計補正予算第6号です。第1条では、歳入歳出予算の総額に1億8,899万5,000円を追加し、95億3,627万7,000円とするもので、第2項で、予算補正は第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。第2条では、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものとしています。第3条では、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものとしています。令和4年12月2日提出、砥部町長佐川秀紀。4ページをお願いします。歳出の主なものについて説明いたします。初めに、全般事項としまして、人事院勧告並びに県人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、職員手当など人件費を1,316万1,000円増額しています。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの交付に伴い、総額で2億5,856万3,000円の財源組替を行っています。それでは、款ごとにご説明申し上げます。1款議会費は、2万4,000円増額します。人件費の増額でございます。2款総務費は、1,375万2,000円増額します。燃料価格高騰の影響を受ける町内タクシー事業者を支援するための補助金80万円の追加、愛媛

県議会議員選挙費 386 万 5,000 円の追加などです。3 款民生費は、1 億 4,403 万 8,000 円増額します。物価高騰対策として、住民税非課税世帯等を支援するための給付金事業の関係経費 4,386 万 5,000 円の追加、子育て世帯を支援するための給付金事業の関係経費 4,961 万 8,000 円の追加などです。4 款衛生費は、795 万 4,000 円増額します。物価高騰に伴い、厳しい運営状況となっている医療機関を支援するための補助金など、関係経費 719 万 9,000 円の追加などです。6 款農林水産業費は 428 万 6,000 円減額します。入札執行による事業費の減額に伴う、果樹産地強化支援事業費補助金 522 万 7,000 円の減額、高野池防災広場整備事業に係る関係経費 70 万円の追加などです。7 款商工費は、381 万 6,000 円増額します。砥部焼の PR のため、愛媛県総合運動公園の施設内に砥部焼の陶板を設置するための関係経費 90 万円の追加などです。8 款土木費は、738 万 6,000 円増額します。町道の除雪など道路管理に要する関係経費 520 万円の追加などです。9 款消防費は、119 万 9,000 円減額します。前年度の精算に伴う、伊予消防等事務組合負担金 165 万 4,000 円の減額、緊急地震速報の発表に長周期地震動を追加するためのシステム改修委託料 45 万 5,000 円の追加です。10 款教育費は、1,751 万円増額します。小学校体育館の放送設備を改修するための工事費 105 万 6,000 円の追加、新型コロナの感染拡大防止のため、貸出しの中止を要請した文化会館と陶街道ゆとり公園の指定管理者を支援するための補助金 126 万 9,000 円の追加などです。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、10 款地方交付税を 2,003 万 9,000 円増額、12 款分担金及び負担金を 2,308 万円減額、14 款国庫支出金を 3 億 4,427 万 9,000 円増額、15 款県支出金を 677 万 4,000 円増額、20 款諸収入を 9 万 9,000 円減額、21 款町債を 1 億 5,891 万 8,000 円減額します。6 ページをお願いします。第 2 表債務負担行為補正です。表のとおり、公用車借上料に対する債務負担を初め 5 件の債務負担を設定します。債務負担の事項、期間及び限度額は記載のとおりです。7 ページをお願いします。第 3 表地方債補正です。普通交付税の算定により、発行可能限度額が確定したため、臨時財政対策債を 1 億 5,891 万 8,000 円減額し、限度額を 8,108 万 2,000 円とします。一般会計は以上です。続きまして、国保特別会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 48 号、令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号です。第 1 条では、事業勘定の歳入歳出予算の総額に 1,231 万 5,000 円追加し、23 億 7,336 万 9,000 円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に 18 万 5,000 円追加し、5,545 万 4,000 円とするもので、第 2 項では、予算補正は第 1 表歳入歳出予算補正によるものとしています。第 2 条では、債務負担行為の廃止及び追加は、第 2 表債務負担行為補正によるものとしています。令和 4 年 12 月 2 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。事業勘定の歳出です。1 款総務費は、16 万 5,000 円増額します。国保調整交付金システムの改修に伴う委託料 16 万 5,000 円の追加です。2 款保険給付費は 336 万 2,000 円増額します。出生数の増加に伴う出産育児一時金 336 万円の追加などです。3 款国民健康保険事業費納付金は、財源組替です。7 款諸支出金は 878 万 8,000 円増額します。精算等に伴う、保険給付費等交付金を返還するための償還金 878 万 8,000 円の追加です。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、4 款県支出金を 16 万 5,000 円、5 款繰入金を 322 万 2,000 円、6 款繰越金を 366 万 8,000 円、7 款諸収入を 526 万円それぞれ増額します。5

ページをお願いします。直営診療施設勘定の歳出です。1 款総務費を 18 万 5,000 円増額します。人件費の追加でございます。4 ページをお願いします。歳入です。財源として、8 款繰入金 18 万 5,000 円増額します。6 ページをお願いします。第 2 表債務負担行為補正です。医科及び歯科レセプトコンピューターの更改に当たり、賃貸借と保守業務を一体で契約する予定でしたが、賃貸借のみの契約とするため、表のとおり設定していた債務負担行為を廃止し、新たに賃貸借に係る債務負担行為を設定します。債務負担の事項、期間及び限度額は記載のとおりです。国保特別会計は以上です。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 49 号、令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号です。第 1 条では、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に 95 万 2,000 円追加し、23 億 4,980 万 5,000 円とするもので、第 2 項では、予算補正は第 1 表歳入歳出予算補正によるものとしています。令和 4 年 12 月 2 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。保険事業勘定の歳出です。4 款地域支援事業費を 95 万 2,000 円増額します。利用者の増加に伴う、介護予防ケアマネジメント委託料 41 万 5,000 円の追加などです。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、3 款国庫支出金を 29 万 6,000 円、4 款支払基金交付金を 13 万 1,000 円、5 款県支出金を 14 万 6,000 円、7 款繰入金を 37 万 9,000 円それぞれ増額します。介護保険特別会計は以上です。続きまして、とべの館特別会計補正予算の 1 ページをお願いします。議案第 50 号、令和 4 年度砥部町とべの館特別会計補正予算第 1 号です。第 1 条では、歳入歳出予算の総額に 700 万円追加し、4,154 万 3,000 円とするもので、第 2 項では、予算補正は第 1 表歳入歳出予算補正によるものとしています。令和 4 年 12 月 2 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出です。1 款館運営費を 700 万円増額します。売店商品の仕入れに係る賄材料費 700 万円の追加です。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、1 款売店収入を 700 万円増額します。以上で、私からの説明を終わります。

○議長（面岡利昌） 林上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（林健児） 続きまして、議案第 51 号、52 号についてご説明申し上げます。初めに、議案第 51 号、令和 4 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。お手元に、砥部町下水道事業会計補正予算第 2 号をお願いいたします。補正予算書の 1 ページをお開きください。議案第 51 号、令和 4 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 2 号・第 1 条、令和 4 年度砥部町下水道事業会計の補正予算第 2 号は次に定めるところによる。第 2 条、令和 4 年度砥部町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては、第 1 款下水道事業収益、第 1 項営業収益で、浄化槽保守点検を民間業者へ管理換えを行っており、それに伴う保守点検料を 1,100 万減額し、1 億 5,195 万 3,000 円とし、収入合計を 4 億 6,547 万 1,000 円とするものでございます。支出につきましては、第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用で、浄化センターの高圧電気料金値上げによる動力費の不足で、182 万 7,000 円の増額、人件費が 17 万 3,000 円増額、資産減耗費が 2 万 4,000 円の増額により、補正予定額が 202 万 4,000 円増額し、4 億 6,062 万 1,000 円とし、第 2 項営業外費用は、利率見直しに伴う支払利息の不足分 16 万 3,000 円増額し、234 万 6,000 円とし、支出合計を 4 億 6,998 万 4,000 円とするもので

ございます。第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足する額と補填財源は、次のとおり定めるものととも、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては、第1款下水道資本的収入、第3項補助金で、農業集落排水施設の工事負担金として120万3,000円追加し、1億4,777万7,000円とし、収入合計を3億6,752万5,000円とするものでございます。支出につきましては、第1款下水道資本的支出、第1項建設改良費で、農業集落排水施設の工事で120万3,000円の増、人件費で29万3,000円の減額により、補正予定額は91万円増額し、3億6,854万5,000円とし、第2項企業債償還金で3万円増額し、1億5,675万9,000円とし、支出合計を5億2,534万5,000円とするものでございます。第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を12万減額し、7,169万2,000円とするものでございます。第5条予算第10条中、1億6,056万9,000円を、1億6,232万2,000円に改める。これは、他会計からの補助金の増額でございます。令和4年12月2日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第51号の説明を終わります。続きまして、議案第52号、令和4年度砥部町水道事業会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。お手元に、砥部町水道事業会計補正予算第3号をお願いいたします。補正予算書の1ページをお開きください。議案第52号、令和4年度砥部町水道事業会計補正予算第3号。第1条、令和4年度砥部町水道事業会計の補正予算第3号は次に定めるところによる。第2条、令和4年度砥部町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業で、送配水管布設替を1,800万増額し、7,600万円とするものでございます。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては、第1款水道事業収益、第1項営業収益を、受託工事収益に不足が見込まれるため、909万7,000円増額し、3億1,780万6,000円とし、収入合計を3億6,728万5,000円とするものでございます。支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用を電気料金値上げによる動力費の不足分で943万4,000円増額、受託工事を909万7,000円増額、人件費を21万3,000円増額し、補正予定額は1,874万4,000円の増額となり、3億2,438万6,000円とし、支出合計を3億4,647万7,000円とするものでございます。第4条、予算第4条本文括弧書き中、不足する額と補填財源を、次のとおり改めるとともに、支出につきましては、第1款水道資本的支出、第1項建設改良費を、宮内地区の配水管布設工事で1,800万円増額、人件費を23万3,000円増額し、補正予定額は1,823万3,000円となり、3億348万3,000円とし、支出合計を4億4,703万円とするものでございます。令和4年12月2日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第47号から議案第52号までの説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） 令和4年度砥部町国民健康保険の事業の第2号の27ページですかね、ちょっとお尋ねするんですが、砥部には町長より上の給料の人がおいでるということは前から知っておりましたんですけど、月額139万6,358円という方がおいでのようですが、この方には年間、手当も入れていくらぐらいお支払いになってるんでしょうか。

○議長（面岡利昌） 門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。医療職、医師の給料になるかと思いますが、給料と、あと期末手当、勤勉手当等を含めまして、約2,110万円の金額となります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌） 三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好） ただいまの金額を聞いて、議員の皆さんは、そんなに要りよるんかと思う方もおいでるか、あるいは、安いなと思うかもしれませんが、医療の現場からいうて、今これ答えをどうこうじゃないんですけど、将来的において、やっぱこれは大きな検討する場所じゃないかと思いますので、答弁要りませんが、皆さんが考えるいい機会になるとと思いますので、あえて申し上げておきます。以上。

○議長（面岡利昌） 他に質疑ありませんか。ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（面岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第47号から議案第52号までの6件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（面岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第47号から議案第52号までの6件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月9日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これにて散会します。

午前10時26分 散会

令和 4 年第 4 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

招 集 年 月 日	令和4年12月9日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和4年12月9日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 高橋久美 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫 5 番 柿本 正 6 番 東 勝一 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子 12 番 西岡利昌 13 番 山口元之 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 岡田洋志 教育長 大江章吾 総務課長 門田敬三 企画政策課長 伊達定真 商工観光課長 高橋 桂 戸籍税務課長 古川雅志 保険健康課長 篠原万喜枝 介護福祉課長 堀潤一郎 子育て支援課長 田中弘樹 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 生活環境課長 小中 学 上下水道課長 松田博之 会計管理者 富岡 修 広田支所長 町田忠彦 学校教育課長 田邊敏之 社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 藤田泰宏 庶務係長 東山泰久		
傍 聴 者	0人			

令和4年第4回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第43号 | 砥部町道路線の認定について |
| 日程第2 | 議案第44号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第45号 | 砥部町職員の定年等に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第46号 | 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第47号 | 令和4年度砥部町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第6 | 議案第48号 | 令和4年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第49号 | 令和4年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第50号 | 令和4年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第51号 | 令和4年度砥部町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第52号 | 令和4年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 請願第3号 | 学校給食の無償化を求める請願 |
| 日程第12 | 同意第2号 | 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第13 | 同意第3号 | 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第14 | 同意第4号 | 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第15 | 同意第5号 | 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第16 | 議員派遣 | |

・閉 会

令和4年第4回砥部町議会定例会

令和4年12月9日（金）

午前9時30分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第43号 砥部町道路線の認定について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第1、議案第43号、砥部町道路線の認定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。東総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（東勝一） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第43号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第43号については、住宅開発により整備された路線を町道として管理するため認定するもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第44号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例の制定について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第2、議案第44号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。東総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（東勝一） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第44号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第44号については、地

方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ等による関係条例の改正が必要なことから、条例の制定を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 44 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第 3 議案第 45 号 砥部町職員の定年等に関する条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 3、議案第 45 号、砥部町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。東総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（東勝一） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 45 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 45 号については、地方公務員法の改正に伴い、定年年齢の段階的引上げや役職定年制導入などの措置が必要となることから、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、定年延長による新規採用の抑制で組織の活力は低下することへの対応はとの質問に対し、短時間勤務を選択した場合や自主退職者の補充は想定されるため、定員適性化計画とあわせて、柔軟にひずみが生じないよう検討してまいりたいとの説明がありました。また、給与水準が 7 割となることについて委員から、勤勉手当等はどの程度になるのかとの質問に対し、6 級課長相当の場合、扶養等によっても変わるが、期末・勤勉手当を合わせて約 30 万円程度下がるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 45 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕



○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 4 議案第 46 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 4、議案第 46 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。東総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（東勝一） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 46 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 46 号については、人事院勧告及び県人事委員会勧告に従い、議会議員及び特別職の期末手当の額並びに職員及び会計年度任用職員の給与額等を改正するため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 46 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 47 号 令和 4 年度砥部町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 6 議案第 48 号 令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第 49 号 令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議案第 50 号 令和 4 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 51 号 令和 4 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 52 号 令和 4 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

### (所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 5、議案第 47 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号から日程第 10、議案第 52 号、令和 4 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号までの 6 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。議案第 47 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費では、私立認定こども園や町外公立保育所の入所者増加に伴う、施設型給付費負担金 1,532 万円を追加しています。また、物価高騰の影響が大きいと思われる子育て世帯を支援するため、給付金ほか関係経費 4,961 万 8,000 円を追加しています。教育費では、物価高騰による経済的負担を軽減するため、幼稚園及び小中学校の給食材料費、3 か月分を免除する負担金 2,308 万円を減額しています。審査において、委員から、私立認定こども園等の入所者増加に関連して、現在の待機児童数はとの質問に対し、子供さんの月齢や転入など、いろいろな条件で増えており、優先順位が低い方も含め 30 名程度が待機しているとの説明がありました。また、子育て世帯への臨時特別給付金について、委員から、所得制限はあるのかとの質問に対し、制限は設けていないとの説明がありました。さらに、給食材料費の負担金免除について、委員から、来年度以降の方向性はとの質問に対し、保護者負担金として年間 9,000 万円余りを計上しており、かなりの財政負担を伴うことから、長期的な財政計画の中で議論していく必要があるとの説明がありました。次に、議案第 48 号、令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号は、事業勘定に 1,231 万 5,000 円、直営診療施設勘定に 18 万 5,000 円、それぞれ追加しています。支出の主なものは、出生数の増加に伴い、不足が見込まれる出産育児一時金 336 万円を追加するもので、審査において、委員から、出産育児一時金の当初積算と最終見込みはとの質問に対し、当初 12 件を想定していたが、9 月末までに 10 件の申請があり、8 件の不足を見込んでいたとの説明がありました。また、レセプトコンピューターの更改に伴う債務負担行為の設定について、委員から、保守管理業務の今後の取扱いはとの質問に対し、賃貸借と保守業務を一体で取り扱っている業者が少ないため、専門機関等で業者を調べ、別途委託したいとの説明がありました。次に、議案第 49 号、令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、保険事業勘定に 95 万 2,000 円を追加しています。支出の主なものは、利用者の増加に伴い、不足が見込まれる介護予防ケアマネジメント委託料 41 万 5,000 円を追加するもので、審査において、委員から、委託料は地域包括支援センターではなく、別の事業者に対するものかとの質問に対し、別事業所への委託であるとの説明がありました。よって議案第 47 号から第 49 号までの 3 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 東総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（東勝一） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 4 件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。初めに議案第 47 号、令和 4 年

度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農林水産業費では、高野池防災広場整備事業に伴う土地鑑定委託料70万円を追加しています。商工費では、県総合運動公園テニスコート、クラブハウス内に設置される砥部焼の原材料費90万円を追加しています。土木費では、先の災害対応等により不足が見込まれる、今後の除雪等に必要な機器等借上料520万円を追加しています。審査において、委員から、防災広場の整備について、土地鑑定を行う進入路部分の地権者との交渉は進んでいるのかとの質問に対し、既に挨拶は済ませており、用地取得の詳細は、今後協議予定であるとの説明がありました。次に、議案第50号、令和4年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号は、700万追加しています。支出の内容は、売店売上の増加に伴い、不足が見込まれる賄材料費700万円を追加するもので、審査において、委員から、令和4年度の売上は、補正後の売店収入4,070万円を見込んでいるのかとの質問に対し、お見込みのとおりであるとの説明がありました。次に、議案第51号、令和4年度砥部町下水道事業会計補正予算第2号は、公共下水道事業では、収益的支出を195万5,000円追加、資本的支出を29万3,000円減額しています。農業集落排水事業では、収益的支出を2万4,000円、資本的支出を123万3,000円、それぞれ追加しています。浄化槽事業では、収益的支出を20万8,000円増額しています。支出の主なものは、高圧電気料金の値上がりに伴い、不足が見込まれる浄化センターの電気代182万7,000円、広田地区農業集落排水施設の機器取替に伴う工事請負費120万3,000円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第52号、令和4年度砥部町水道事業会計補正予算第3号は、収益的支出を1,874万4,000円、資本的支出を1,823万3,000円それぞれ追加しています。支出の主なものは、高圧電気料金の値上がりに伴い、不足が見込まれる水源地及びポンプ場の電気代943万4,000円、県道砥部伊予松山線の改修工事に先立ち実施する配水管布設替工事請負費1,800万円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって議案第47号、第50号から第52号までの4議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1件ごとに行います。

議案第47号、令和4年度砥部町一般会計補正予算第6号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第47号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 48 号、令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 48 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 49 号、令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 49 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 50 号、令和 4 年度砥部町とべの館特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 50 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 51 号、令和 4 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 51 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 52 号、令和 4 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号について、討論を行います。  
討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第 52 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 請願第 3 号 学校給食の無償化を求める請願 (厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 11、請願第 3 号、学校給食の無償化を求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、請願第 3 号について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、憲法の義務教育は無償とするとの規定を踏まえ、物価高騰や非正規雇用の増加など、子供の貧困と格差が広がっていることから、教育の一環である学校給食を無償化することについて、政府及び関係機関に意見書の提出を求めるものです。協議において、委員からは、出生数が急減している現状や、無償化に関わる財源確保の観点からも、今こそ国に働きかけるべきであるとの意見もありましたが、憲法で規定する義務教育の範囲がはっきりしておらず、1 月から 3 月分の材料費免除など今後の動向も見ながら判断しては、未就学児へ対応も含め、義務教育だけで特化していいのか等の意見があり、採決の結果、請願第 3 号は賛成多数で継続審査とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第 3 号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって請願第 3 号は、継続審査することに決定しました。

~~~~~

日程第 12 同意第 2 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 13 同意第 3 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 14 同意第 4 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 15 同意第 5 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第 12、同意第 2 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第 15、同意第 5 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの 4 件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 同意第 2 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。令和 4 年 12 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、砥部町高尾田 906 番地 1、氏名、門田伸介、生年月日、昭和 33 年 9 月 18 日。提案理由、稲荷寿委員の任期が、令和 5 年 2 月 15 日に満了することに伴い、その後任を選任するため提案するものである。同意第 3 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。令和 4 年 12 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、砥部町川井 1351 番地、氏名、武智優、生年月日、昭和 33 年 9 月 11 日。提案理由、古川孝之委員の任期が、令和 5 年 2 月 15 日に満了することに伴い、その後任を選任するため提案するものである。同意第 4 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者は砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。令和 4 年 12 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、砥部町大南 2 343 番地、氏名、山中浩史、生年月日、昭和 35 年 4 月 23 日。提案理由、沼田泰博委員の任期が、令和 5 年 2 月 15 日に満了することに伴い、その後任を選任するため提案するものである。同意第 5 号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて。地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。令和 4 年 12 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、砥部町玉谷 70 番地、氏名、橋本敏彦、生年月日、昭和 28 年 2 月 2 日。提案理由、橋本敏彦委員の任期が、令和 5 年 2 月 15 日に満了することに伴い、その後任を選任するため提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

討論及び採決については、1 件ごとに行います。

同意第 2 号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

同意第2号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって同意第2号は、これに同意することに決定しました。

同意第3号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

同意第3号の採決を行います。本件はこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって同意第3号は、これに同意することに決定しました。

同意第4号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

同意第4号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって同意第4号は、これに同意することに決定しました。

同意第5号、砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

同意第5号の採決を行います。本件はこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって同意第5号は、これに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議員派遣

○議長（西岡利昌） 日程第16、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による、議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣委員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続審査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、9日間にわたり、連日終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。会期中に承りました様々なご提言並びにご指導につきましては、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。いよいよ、今年も残すところ3週間となりましたが、新型コロナウイルス感染症第8波の到来により、県内の陽性者数は増加傾向に転じており、急速な拡大も懸念されております。今週に入り、県の警戒レベルも特別警戒期間に引き上げられ、医療機関の負荷状況を注視していく必要がありますが、基本的な感染対策の徹底とワクチン接種を前提に、過度な行動制限を伴わない新たな日常の定着にも留意していく必要があります。議員の皆様におかれましても、年の瀬に向け益々ご多忙な日々が続き、感染対策と社会経済活動の両立に腐心されることと思われませんが、お身体にご自愛いただき、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 以上をもって、令和4年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時6分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員